

安芸市 文化財保存活用地域計画

(案)

安芸市教育委員会

2026年5月

序 文

安芸市は高知県東部に位置し、四国山地を背に、安芸川・伊尾木川が形成した平野が太平洋に面しています。この起伏に富んだ地勢を生かし、山間部では林業、平野部では農業、海岸部では廻船業や漁業が古くから発展してきました。

山から平野、そして海岸部へと続く安芸の暮らしの中で、人々は美術工芸品や民俗芸能、祭礼、記念物、食文化、伝統的建造物群など、地域の特色を映す歴史文化を生み育ててきました。安芸市では、多種多様な歴史文化を背景に、市のまちづくりのスローガンとして「歴史と文化の香るまち」を掲げ、各地域のコミュニティと協力しながら、文化財の保存・活用に取り組んでまいりました。

しかし現在、少子高齢化や過疎化の進行により、地域コミュニティの力が弱まり、地域の特色を映す歴史文化の保存継承が難しくなっています。この状況を踏まえ、安芸市では、市民全体、地域社会総がかりで市内の歴史文化の持続的な保存継承に取り組むための「安芸市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

「安芸市文化財保存活用地域計画」の作成にあたっては、歴史文化を構成する指定・未指定文化財を含む全ての文化財の保存・活用について、現状と課題を整理するとともに、パブリックコメントやアンケート等を通じて寄せられた市民の方々からの多様な意見をもとに、保存・活用の方針を計画に反映しています。特に文化財の適切な保存・活用について、市民のアイデンティティ醸成や観光資源としての活用に力を入れた内容としています。

安芸市では本計画を着実に進めてまいります。そして、市民の方々が広く安芸市の歴史文化の魅力を実感し、郷土への愛着を深められるよう取組を進め、さらに広く市内外に安芸市の歴史文化の魅力を発信することで、多くの方々と安芸市の歴史文化の保存・継承に向けたつながりを広げてまいりたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました安芸市文化財保存活用地域計画策定協議会、安芸市文化財保護審議会委員、関係各位・関係機関の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和8年5月
安芸市教育委員会

安芸市文化財保存活用地域計画 目次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	1
3. 地域計画の位置づけ	1
4. 進捗管理と計画の見直し	3
5. 対象とする文化財	3
第1章 安芸市の概要	4
1. 自然的・地理的環境	4
2. 社会的状況	8
3. 歴史的背景	14
第2章 安芸市の文化財の概要・特徴	21
1. 指定等文化財の概要・特徴	21
2. 未指定文化財	27
3. 関連する制度	29
第3章 安芸市の歴史文化の特性	30
1. 安芸市の歴史文化の概要	30
2. 安芸市の歴史文化の特性	31
第4章 文化財に関する今までの把握調査	34
1. これまでに実施した文化財調査	34
2. 安芸市の各地域(旧町村)における文化財把握調査の状況	35
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像	38
1. 将来像：「未来へつなぐ歴史と文化の香るまち 安芸市」	38
2. 将来像を実現するための方向性	38
第6章 文化財の保存・活用に関する現状・課題・方針	39
方向性Ⅰ 調査・研究	39
方向性Ⅱ 保存・継承	40
方向性Ⅲ 活用・情報発信	42
第7章 文化財の保存・活用に関する取組	44
第8章 文化財の保存・活用の推進体制	51
1. 本計画の推進体制	51
2. 本計画の推進体制図	53
文化財リスト	54
安芸市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿	56
安芸市文化財保護審議会 委員名簿	57

・安芸市立書道美術館は、書道美術館と表記する。

・安芸市立歴史民俗資料館は、歴史民俗資料館と表記する。

・写真について、出典の表記がないものは、安芸市の所蔵及び安芸市が提供を受けたもの。

凡例

歴史文化：地域の歴史や風土の下で、先人たちが生み育み、時には変化させながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果およびそれらを取り巻く環境全体を指します。

地域コミュニティ：地域住民がお互いのつながりを持ち、協力し合って地域をより良くするための集まりや活動をしている団体を指しています。

山間部：安芸市の北部に位置する山地とその間の集落を指します。

平野部：安芸川、伊尾木川中下流に形成された河成（河岸）段丘と扇状地性平野とそこにある集落を指します。

海岸部：安芸市の南部に位置し、太平洋に面した海岸沿いの地域とそこにある集落を指します。

指定等文化財：国又は都道府県及び地方公共団体より指定・登録・選定・選択のいずれかを受けている文化財のことを指します。

有形文化財：建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など文化活動によって生み出された有形のもののうち、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを指します。

無形文化財：演劇、音楽、工芸技術、その他の文化活動によって生み出された無形のものうち、歴史上または芸術上価値の高いものを指します。

民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など。

記念物：貝塚・古墳・都城跡・城跡旧宅等の遺跡で、歴史上または学術上価値の高いもの（史跡）、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地で、芸術上または鑑賞上価値の高いもの（名勝）、動物・植物及び地質鉱物で、学術上価値の高いもの（天然記念物）の総称です。

文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。

伝統的建造物群：城下町、宿場町、門前町など、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものです。

把握調査：これまで調査していない、もしくは十分な調査をしていないものについて、全容を把握するための調査をいいます。

現況調査：これまでの調査しているもので、建造物等、時間の経過等によって状況が変わっている可能性があるものの現状を確認するための調査をいいます。

序章

1. 計画作成の背景と目的

わが国では、少子高齢化が急速に進んだことで、平成20年（2008）に始まった人口減少は今後さらに加速するとされています。安芸市においても、全国と同様に人口減少や高齢化、都市部への人口流出が進み、地域の多様な営みに大きな影響を及ぼしています。

その中で懸念されるものの一つに、地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財を守り、次代へ伝える力の低下があります。

文化財は、地域の自然や歴史・文化の積み重ねが形作った、地域らしさを象徴する大切な財産です。文化財の継承が途絶えることは、地域への愛着や誇りを失うことにつながり、地域住民のアイデンティティの喪失を招きかねません。このような事態を防ぐには、文化財保護行政だけでなく、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことが不可欠です。そのために、安芸市の文化財をどのように守り活かしていくかの方向づけと対応を、具体的に検討していく必要があります。

本計画は、こうした考え方のもと、安芸市の文化財を確実に保存し、継承の基盤を強化することを主眼に、必要な取組みを体系的に整理し、実行につなげるための計画です。

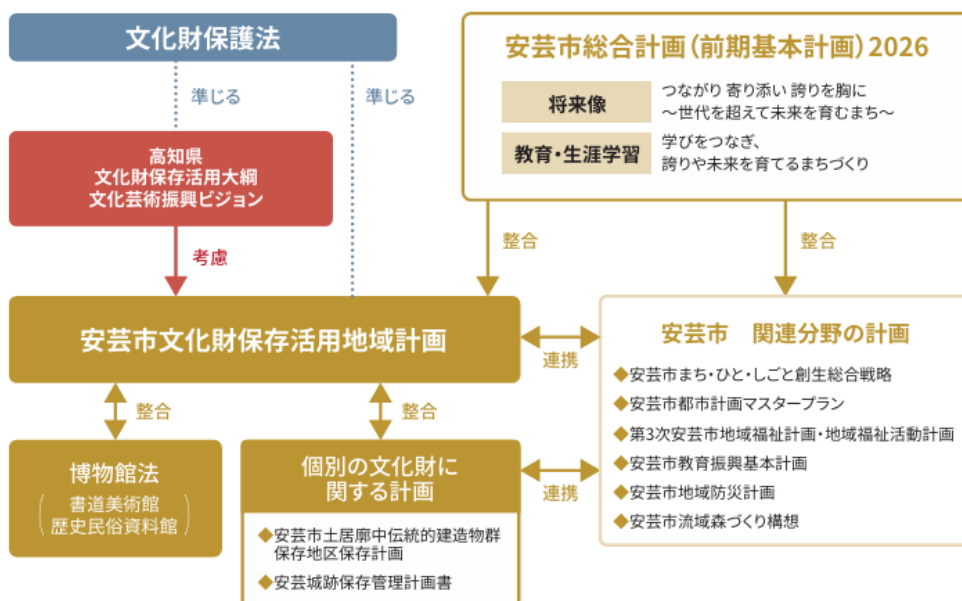
2. 計画期間

安芸市文化財保存活用地域計画の計画期間は、令和9年(2027)度から令和18年(2036)度までの10年間とします。

なお10年間のうち、令和9年(2027)度から令和10年(2028)度を前期、令和11年(2029)度から令和15年(2033)度を中期、令和16年(2034)度から令和18年(2036)度を後期とし、長期間にわたる各取組の確実な実行を図ります。

3. 地域計画の位置づけ

●関係法令と関連計画の関係



本計画は、文化財保護法第183条の3により作成するものです。個別の文化財に関する計画と本計画とは、整合させた内容となっています。

作成にあたり、上位計画である「安芸市総合計画」のうち、とくに文化財の保存・活用に関する以下の諸点に留意しました。

第3章 地域の強みを生かし、誇れる仕事を未来へつなぐまちづくり

【観光業】

- ・高知県東部観光協議会等と連携し、歴史文化資源を生かした周遊型観光を確立するとともに、体験型・滞在型観光や教育旅行の誘致を推進します。
- ・外国人観光客の受け入れを進め、観光パンフレットの多言語化や動画配信、SNSやインターネット広告を活用して、利便性向上と観光客数の増加に取り組みます。

第4章 学びをつなぎ、誇りや未来を育てるまちづくり

【学校教育】

- ・総合的な学習や特別活動を通じて地域課題に取り組みながら、道徳性や地域への愛着を育て、学校・家庭・地域が一体となった教育を進めます。

【生涯学習】

- ・市民会館や図書館などの文化施設について、南海トラフ地震への備えも含めた計画的な整備や複合施設への建て替えを進めるとともに、情報提供機能を強化し、利用者の利便性と認知度を高めます。
- ・あらゆる世代が参加できる生涯学習活動を充実させ、地域コミュニティの育成と学びの拠点づくりを推進します。

【芸術文化・歴史】

- ・童謡・陶芸・書道など安芸らしさあふれる地域文化の育成を推進します。
- ・安芸全国書展や高校生大会への新規出品者の開拓を進めるとともに、書道を身近に感じてもらえる機会の創出により、書道文化の振興と「書道の里安芸」の発信を進めます。
- ・安芸市美術展覧会などを通じて市民の芸術文化活動を促進し、鑑賞だけでなく体験の機会も提供することで、幅広い世代に芸術の魅力を伝えます。
- ・地域の歴史と文化を次世代へ伝え、広く発信していくため、書道美術館及び歴史民俗資料館の機能を生かしながら、文化財の保存・継承と学習・啓発活動を充実させます。あわせて、南海トラフ地震などの災害に備えた対策を進め、土居廓中伝統的建造物群保存地区の保存と活用を推進します。
- ・文化財を将来にわたり貴重な財産として引き継いでいくため、市民が文化財に関わる仕組みを整備します。あわせて、文化財の所有者及び管理団体等が行う保存・修理等を支援するとともに、文化財を活用した地域振興などの取組を推進します。
- ・地域の伝統的な祭りや民俗芸能の保存・継承に向け、保存団体による用具整備への助成、発表の場の提供、担い手確保などの支援を行います。
- ・公共事業や開発等に伴う埋蔵文化財の保護のため発掘調査や記録保存を行うとともに、市民がより親しみ理解できるよう、一般公開や教育活動に活用します。

なお次期「安芸市総合計画」を策定する際には、文化財の保存・活用に関わる部分については、本計画を反映させます。

その他、「安芸市総合計画」と整合させた計画等のうち、「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「安芸市都市計画マスタープラン」、「第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「安芸市教育振興基本計画」、「安芸市地域防災計画」、「安芸市流域森づくり構想」と連携します。

また文化財保護法に準じて高知県が策定している「高知県文化財保存活用大綱」を考慮し、また「高知県文化芸術振興ビジョン」の方向性を踏まえます。

なお、本計画においては書道美術館・歴史民俗資料館を計画推進のための拠点として位置づけます。令和4年の博物館法改正前には、書道美術館は登録博物館として、歴史民俗資料館は博物館相当施設として認定されていました。書道美術館・歴史民俗資料館に関する項目は、博物館法と整合させます。

4. 進捗管理と計画の見直し

本計画は、適切な進捗管理の下に実行します。

文化財保護審議会が定期的（原則として年1回）に進捗の確認と評価を行い、取組みに関する改善策を話し合います。取組期間の前期と中期の最終年度（令和10年度、令和15年度）には、その時点での進捗と評価結果を踏まえ、次期の取組みに変更が必要と判断された場合、本計画の見直しを行います。令和18年（2036）度は後期の取組みの評価を行い、次期計画の策定に必要な検討を行います。

変更が、①計画期間の変更、②市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更、③地域計画の実施に支障が生じる恐れのある変更である場合は、文化庁長官に変更の認定を申請します。

以上三つに該当しないものは、軽微な変更として、高知県および文化庁に情報提供します。

5. 対象とする文化財

本計画では、文化財保護法が規定する文化財と、本計画で規定した文化財を扱います。

本計画で文化財とみなすものに、史話、伝説があり、未指定文化財の概要説明では、「その他」に納めています。

第1章 安芸市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置と面積

安芸市は、高知県東部に位置し、市域は東西 15.9 km、南北 33.5 km、面積 317.21 km²です。北は香美市、安芸郡馬路村、徳島県那賀郡那賀町、東は安芸郡安田町、西は香南市、安芸郡芸西村に接し、南は土佐湾に面しています。

● 安芸市の位置、地形および地名



国土地理院Webサイト「陰影起伏図」より作成、高さがわかるよう加工したもの。



(2) 地形と地質

安芸市北部は四国山地の一部で、^{くくばやま}久々場山(標高 1,417m)、^{すぎのたにやま}杉ノ谷山(標高 1,367.1m)等、標高 1,300m から 1,400m の山々が連なり、市域の 89% を山林が占めています。

北部の山地を源とする安芸川と伊尾木川が市の中央を南流し、その下流に扇状地性の安芸平野が広がっています。平野南の海岸には^{ひんてい}浜堤、^{さす}砂州が形成され、平野の東西の海岸線に^{かいせいだんきゅう}海成段丘(海岸^{だんきゅう}段丘)が見られます。

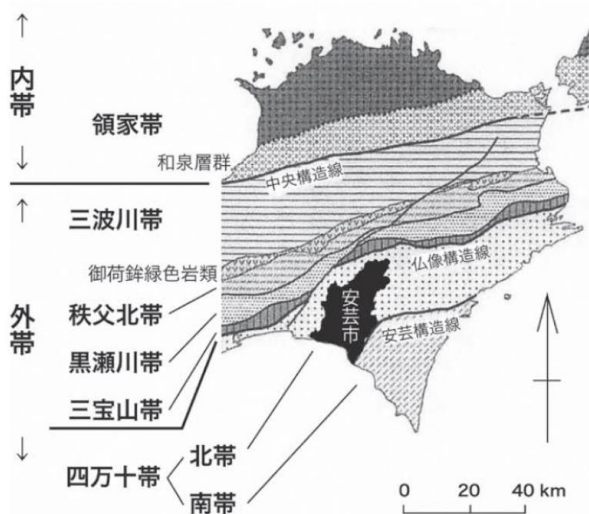
このように安芸市は、安芸川と伊尾木川の源である山間部、両河川が作る平野部、両河川の河口に開けた海岸部の三つの地域からなります。

安芸市の地質は全域が四万十帯という地帯区分にはいり、その大部分は後期白亜紀の地層(大山岬層)で、主として砂岩泥岩互層です。その基盤岩類の上に乗る形で、一部に沿岸堆積物である^{とうのはま}唐ノ浜層群が見られ、^{あなない}穴内、安芸、伊尾木等で化石がよく見つかります。なかでも穴内では、唐ノ浜層群の一つである穴内層から^{せんしんせい}新第三紀鮮新世から^{こうしんせい}第四紀更新世の貝化石や有孔虫化石が多量に見つかります。

安芸市の北部に位置する^{べつちやく}別 役や^{はたやま}畑山地区には一部に塩基性凝灰岩が見られます。これは後期白亜紀の地層が海底で大規模な火山活動の影響を受けたものです。

また安芸市東部の大山岬は古第三紀の地層で、大山岬礫岩と呼ばれる結晶片岩礫を含む珍しい礫岩が見られます。

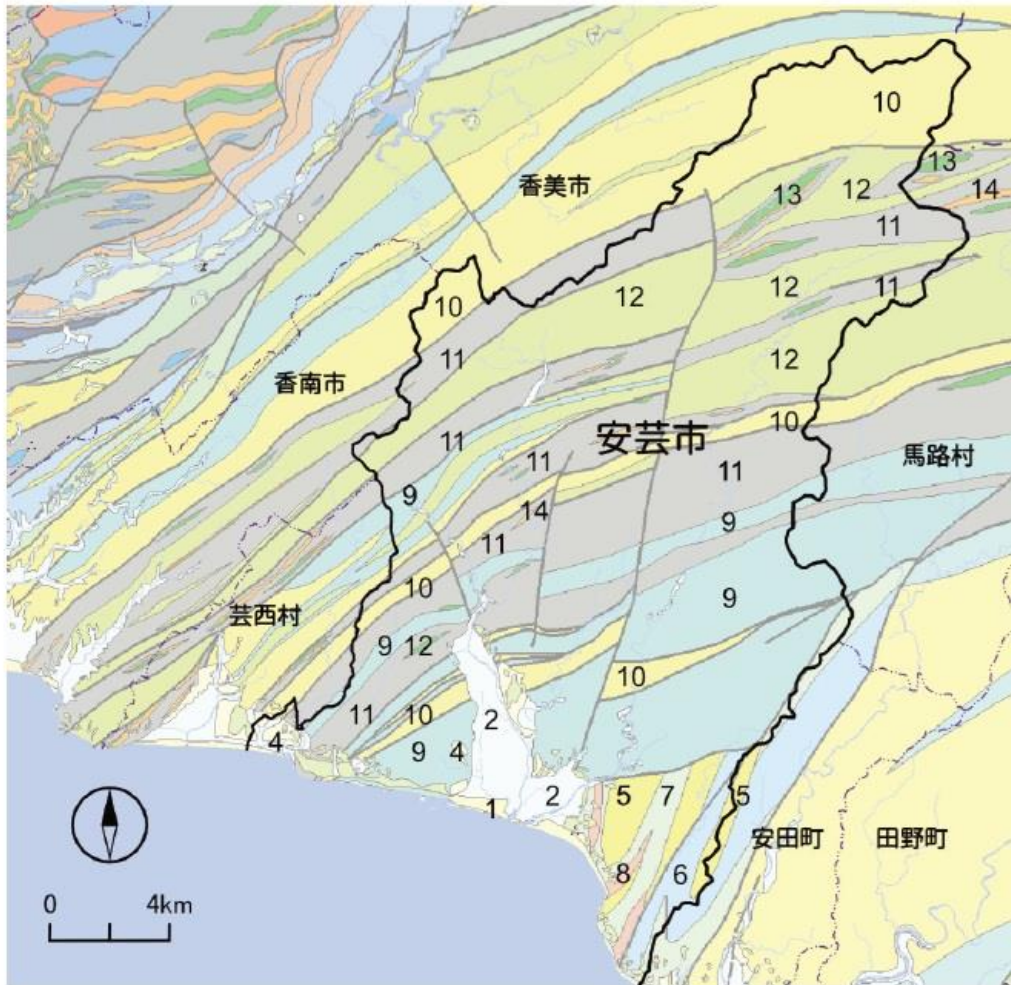
● 四国東部の地質帯区分



大山岬礫岩

村田(2016)に基づき作成。(作成者: 近藤康生)
 [参考: 村田明広(2016), 四国の地体構造・地質概説, 日本地質学会(編), 日本地方地質誌7 四国, pp.1-13, 朝倉書店.]

●安芸市地質図



産業技術総合研究所によるオンラインサイト「地質図 Navi」において、地理院地図(出典:国土地理院ホームページ)にシームレス地質図 v2 を重ねて作成。凡例は下の表を参照。(作成者:近藤康生)

●安芸市地質図の凡例

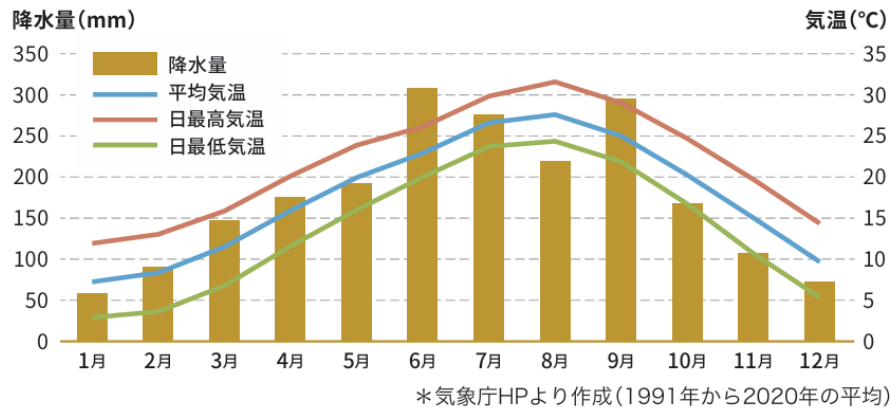
地層名	凡例番号	地質年代	地層・堆積環境
	1	第四紀 完新世	海岸・砂丘堆積物
	2	第四紀 完新世	谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物
	3	第四紀 後期更新世前期	段丘堆積物
唐ノ浜層群	4	新第三紀鮮新世～第四紀更新世	汽水成層ないし海成・非海成混合層 砂岩, 砂岩泥岩互層ないし砂岩・泥岩
奈半利川層	5	古第三紀 始新世ルテシアン期～プリアポニアン期	海成層 砂岩
	6	古第三紀 始新世ルテシアン期～プリアポニアン期	海成層 泥岩
	7	古第三紀 始新世ルテシアン期～プリアポニアン期	海成層 砂岩泥岩互層
	8	古第三紀 始新世ルテシアン期～プリアポニアン期	海成層 礫岩
大山岬層	9	後期白亜紀チューロニアン期～マーストリヒチアン期	海成層 泥岩
	10	後期白亜紀チューロニアン期～マーストリヒチアン期	海成層 砂岩
	11	後期白亜紀チューロニアン期～マーストリヒチアン期	海成層 混在岩
	12	後期白亜紀チューロニアン期～マーストリヒチアン期	海成層 砂岩泥岩互層
	13	後期ジュラ紀チトニアン期～後期白亜紀チューロニアン期	玄武岩 海洋
	14	後期ジュラ紀チトニアン期～後期白亜紀チューロニアン期	チャート

産業技術総合研究所によるオンラインサイト「地質図 Navi」の情報に基づき、一部修正して作成(作成者:近藤康生)

(3) 気候

安芸市は太平洋に面しており、夏は高温多湿、冬は少雨乾燥の気候です。年間平均気温は17.4度と温暖で、年間降水量は2,099.5ミリ(1991年から2020年の平均)と多く、降雪はほとんどありません。

●安芸市の月別降水量・平均気温



(4) 植物・動物

安芸市の森林の多くはスギやヒノキの人工林が占めていますが、低山地や丘陵地、平地、海岸にはシイ、カン、タブノキ、クスノキ、サカキ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹が広がっています。このうち、カンは黒炭、正月を迎える門松、カシキリ豆腐等に広く利用されてきました。

市の北部の標高1,000mから1,400mの山地では、コナラやカエデ類等、冷温帯を代表する樹種に加えて、一部でブナが自生しています。さらに伊尾木川上流にある西の川山溪谷には、ツガ、モミ等が生育する中にトガサワラが自生しているエリアがあり、林野庁によって保護林に指定されています。安芸市のブナは生育環境の南限に近く、また日本固有の針葉樹であるトガサワラは、世界でも日本の紀伊半島と四国の東部のごく限られた地域にしか生育していません。

また、多くの巨木、名木があり、なかでも赤野地区の大元神社境内にあるヒノキは県下でも最大級の巨木です。なお、安芸市はヒノキを市の木に制定しています。

この他、温暖な海岸部でアコウ、山間部でコウヤマキ、ウンゼンツツジ等の樹木が自生しています。



大元神社の大ヒノキ



シオギク(個人蔵)

種子植物は、希少なムカデランをはじめ、山間部ではシシンランやウメバチソウ、ウチワダイモンジソウ等があり、海岸部には、シオギク(高知県東部から徳島県にかけての海岸にのみ自生)やキキョウラン等が見られます。

シダ植物も豊富で、国指定天然記念物の伊尾木洞のシダ群落は有名ですが、山間部の溪谷にわけいれば、県下的にも希少種のシダが少なくありません。安芸市には種子植物の木本が約250種、草本が約800種、シダ植物が約200種あります。

安芸市の哺乳類は、イノシシ、シカ、サル、ウサギ等をよく見かけ、標高の高い山間部では国指定特別天然記念物のニホンカモシカ、国指定天然記念物のヤマネが見られます。

鳥は、キセキレイをよくみかけ、市の鳥に制定しています。また、安芸川と伊尾木川のアユは全国的に有名で、市の魚に制定しています。

昆虫は、高知県では安芸市で初めて確認されたハッチョウトンボや、日本では安芸市で初めて確認されたヒラズゲンセイという甲虫も生息しています。

2. 社会的状況

(1) 市域の変遷

昭和29年(1954)8月、安芸郡安芸町、土居村、川北村、伊尾木村、東川村、井ノ口村、畑山村、赤野村の8町村が合併して安芸市となり、昭和30年(1955)4月、香美郡西川村舞川轟を編入合併し、現在に至っています。

● 安芸市行政区画の変遷

江戸時代	下山村	伊尾木村	伊尾木浦	川北村	松田島村	松田島浦	久保田村	江川村	奈比賀村	入河内村	黒瀬村	大井村	古井村	島村	別役村	畑山村	尾川村	安喜ノ川村	栃ノ木村	小谷村	井ノ口村	黒鳥村	安喜浦	土居村	僧津村	穴内村	赤野村	東和食村
明治4年(1871)	第二区	安芸郡		第二十一区	安芸郡			第二十二区	安芸郡			第二十三区	安芸郡	第二十四区	安芸郡	第二十五区	安芸郡	第二十六区	安芸郡	第二十七区	安芸郡	第二十八区	第二十九区	安芸郡	第三十区	安芸郡	第三十一区	安芸郡
明治8年(1875)			第三小区	第二大区				第四小区	第二大区							第六小区	第二大区					第五小区	第二大区			第七小区	第二大区	
明治12年(1879)	下山村	伊尾木村		川北村			奈比賀村	入河内村	黒瀬村	大井村	古井村	島村	別役村	畑山村	尾川村	安喜ノ川村	栃ノ木村	小谷村			黒鳥村	安芸村	土居村	僧津村	穴内村	赤野村		
明治22年(1889)																					井ノ口村	安芸村			穴内村			
明治28年(1895)		伊尾木村		川北村						東川村						畑山村						安芸町		土居村		穴内村	赤野村	
昭和18年(1943)																						安芸町			安芸町			
昭和29年(1954)	安 芸 市																											
昭和30年(1955)	安芸市 (香美郡西川村舞川轟を編入合併)																											

●旧町村名地図 昭和18年(1943)に穴内村と安芸町が合併するまでの旧町村範囲

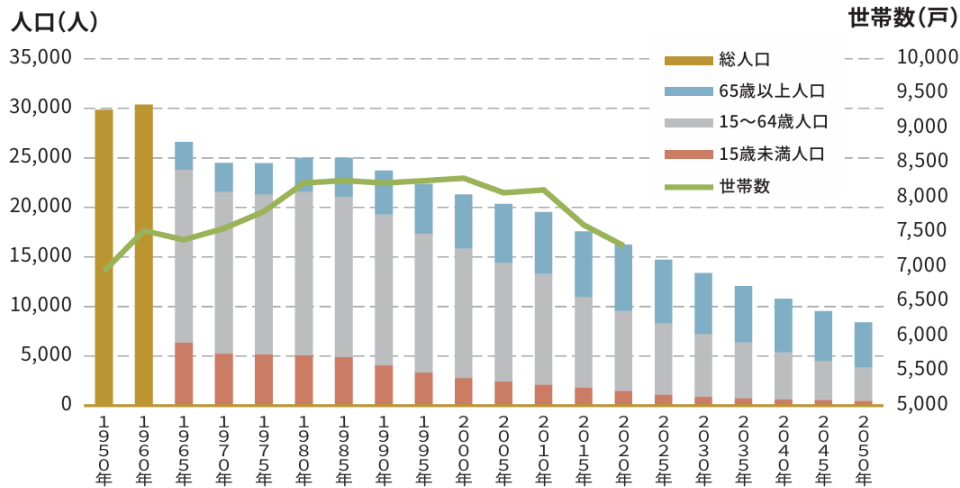


国土地理院Webサイト、ROIS-DS人文学オープンデータ共同利用センター (Center for Open Data in the Humanities / CODH)による「歴史的行政区域データセットβ版」の1920年データから作成、地名を加筆。

(2)人口

人口は令和8年(2026)4月現在15,080人です。世帯数は、昭和55年(1980)から平成22年(2010)までは横ばいで推移していたものの、平成22年(2010)から令和2年(2020)に約800戸減少しました。高齢人口(65歳以上)は年々増加しており、それに伴って高齢化率も上昇し、令和2年(2020)には41.2%になりました。将来推計人口も減少傾向にあります。2040年には10,794人、2050年には8,409人と推計されています。

●安芸市の人口と世帯数の推移及び将来推計人口



*総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口(2023年推計)より作成

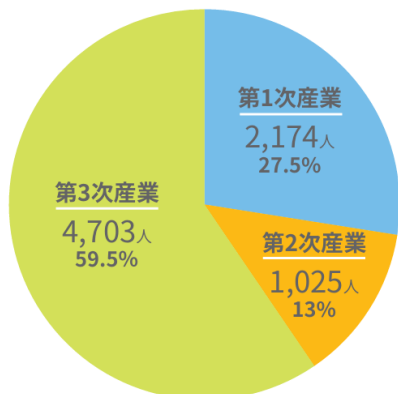
(3)産業

令和2年(2020)の安芸市の産業別人口の割合は、第一次産業が27.5%(全国:3.5%)、第二次産業が13%(全国:23.7%)、第三次産業が59.5%(全国:72.8%)で、全国と比べると、第一次産業の割合が高いことが特徴です。

第一次産業のうち、農業は、平野部での施設園芸が基幹産業となっています。環境制御技術等の普及やスマート農業への転換が進んでおり、特に冬春ナスは日本有数の生産地です。

また、中山間地域では栽培が盛んなユズも日本一の生産量を誇っています。

●安芸市の産業別人口



※総務省令和2年国勢調査より作成



ユズ栽培

森林面積が89%を占める安芸市ですが、林業事業者は第一次産業のうち4%と少なく、担い手不足が課題となっています。安芸市は令和6年(2024)に「安芸市流域森づくり構想」を策定して、森林整備の推進、人材の確保・育成、木材利用の促進・普及啓発等に取り組んでいます。

水産業は、しらす漁や回遊性魚種を対象とした沿岸漁業が主で、安芸沖で獲れたシラスは「ちりめんじゃこ」に加工し、「釜あげちりめん丼」として市内飲食店で提供しています。

製造業は、伝統産業の瓦製造(現在は販売施工が中心)、^{うちはらの}内原野の陶業の他、ユズ等の農林水産品の加工品を製造しています。

商業は、本町商店街で毎年10月に全国の高等学校生徒達の「商い甲子園」を開催する等、活性化に向けて取り組んでいます。

(4) 観光・文化

安芸市の観光拠点は、安芸市観光情報センター、道の駅大山及び安芸駅ちばさん市場です。安芸駅ちばさん市場では、水産加工品や生鮮野菜、地酒、銘菓、内原野焼等の土産物を販売しています。市内には、武家屋敷の面影が残る土居廓中(国選定重要伝統的建造物群保存地区)や明治時代に建てられた野良時計(国登録有形文化財)、三菱グループ創業者の岩崎彌太郎生家(国登録有形文化財)等の歴史的建造物が残っています。また、^{いわさきやたるう}昨今人気を集めている神秘的洞窟伊尾木洞や、春にツツジの花が咲き誇る内原野公園等があり、市内外から観光客が訪れています。

さらに、阪神タイガースがキャンプを行う市営球場もあり、年間20万人前後の観光客が来訪します。

文化施設は、書道美術館、歴史民俗資料館、内原野陶芸館、安芸市民図書館、安芸市民会館があります。

書道美術館は全国初の公立書道美術館として昭和57年(1982)に開館し、書道文化の普及、後継者育成のために安芸全国書展、安芸全国書展高校生大会等を開催しています。

歴史民俗資料館は昭和60年(1985)に開館し、江戸時代に土佐藩家老であった五藤家に伝わる古文書や美術工芸品等を収蔵、展示しています。その他にも安芸市内の民具、考古資料、古文書、美術工芸品等も収蔵し、安芸市内の歴史を常設展、企画展で紹介しています。

内原野陶芸館は、江戸時代に始まった内原野焼(陶業)を紹介、体験する施設です。



安芸市観光情報センター



内原野公園



書道美術館



歴史民俗資料館

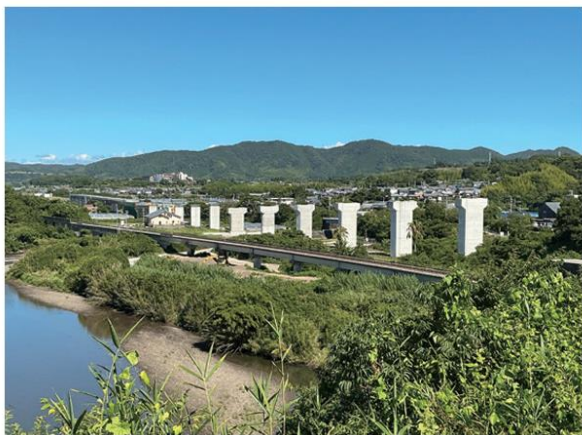
(5) 交通

国道 55 号が安芸市の海岸部を東西に横断しています。国道を中心に県道、市道が交差し、さらに安芸川と伊尾木川の上流へと県道が伸びています。

また、四国 8 の字ネットワークの一部を構成する東部自動車道(国道 55 号南国安芸道路)と阿南安芸自動車道(国道 55 号安芸道路)は、伊尾木まで整備中で、その後も延伸が予定されています。

鉄道は、南国市後免と奈半利町を結ぶ土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が海岸に沿って東西に通る、市内には赤野、穴内、球場前、あき総合病院前、安芸、伊尾木、^{しもやま}下山の 7 駅があります。

バスは、高知東部交通、とさでん交通が国道 55 号沿いを運行し、市街地や山間部へは安芸市のコミュニティバス「元気バス」を運行しています。



建設中の高規格道路



元気バス

●安芸市の交通



出典：ごめん・なはり線活性化協議会発行「のんびりのってこルートマップ」を基に作成

3. 歴史的背景

(1) 安芸のあけぼの(弥生時代から平安時代)

安芸川と伊尾木川がつくった安芸平野は川の流が定まらず、人々は川沿いの段丘上で暮らしはじめました。また、銅矛^{どうぼこ}や銅鐸^{どうたく}等の青銅器^{せいどうき}、土器の形式には、近畿地方や瀬戸内地方の影響がみられます。

● 弥生時代の遺跡と瓜尻遺跡



BM国土地理院シームレス空中写真を加工して作成

※概念的な範囲を示した図

弥生時代の終わり頃、人々は平野部に住みはじめ、安芸平野が開かれていきます。安芸川右岸一帯には奈良時代の条里制(8世紀)による地割りが今も残っています。

10世紀前半の辞書、『和名類聚抄』に記された土佐国の43郷名のうち、黒鳥、玉造、丹生、布師の4郷が安芸平野周辺にありました。近年、安芸平野北部で、7世紀後半から8世紀を中心とする役所・寺院に関する遺構が発見されました(瓜尻遺跡)。安芸平野はこの地方の中心地でした。

(2) 荘園と武士の成長(平安時代末から戦国時代)

11世紀から12世紀にかけて全国的に荘園が増加し、安芸には有井荘と安芸荘の二つの荘園がありました。有井荘は、伊尾木川流域の荘園で、最初は石清水八幡宮領でしたが、後に同宮の極楽寺領となりました。安芸荘は、安芸川流域の荘園で、中央貴族から皇室領となり京都の西明寺に寄進されま

した。両荘園とも海岸から山奥まで広がり、上流で伐り出した材木は川を使って海岸まで搬出していました。鎌倉時代末(14世紀)には楠木正成が用材確保に好条件な安芸荘の地頭職を得ようとしたことがあるほど、豊富な良材を産出する山の荘園でした。

荘園制度の広まりとともに、郡司や現地の管理人である荘官、地頭等の中から武士が生まれました。有井氏は有井荘を本拠とし、南北朝の動乱の時、有井又三郎が南朝方の武将として戦いました。

安芸氏は、安芸郡司から成長した武士で、時代とともに荘官、地頭となったといわれます。安芸荘を支配し、繁栄の基礎を作りました。分家の畑山氏とともに安芸川上流部の山林資源を背景に勢力を拡大していきました。

戦国時代、「安芸五千貫」を領有する大豪族に成長した安芸氏は、安芸城を拠点として土佐国東部で最大の勢力を誇りました。しかし、永禄12年(1569)、安芸国虎は土佐統一を目指す長宗我部元親との激戦の末に敗れました。この後、安芸城には元親の弟香宗我部親泰が入り、長宗我部氏が支配しました。



安芸城跡(中央の小山)

(3) 土佐藩(江戸時代)

① 家老五藤氏と安芸

慶長5年(1600)関ヶ原合戦後、長宗我部氏に代わって、土佐一国の領主となったのは山内一豊でした。

慶長6年(1601)、土佐へ入国した一豊は、東西に長く山地の険しい土佐を支配するため、藩内の重要拠点である5か所の土居に重臣を配置しました。土居は土塁に囲まれた館をいい、中世以来土佐には多くの土居がありました。

安芸には、一豊と苦労を共にしてきた五藤氏を置きました。五藤氏は入国当初は家老ではありませんでしたが、後に家老となります。家老が置かれた他の土居は、家老が小領主のように支配し、土居の回りに町人町を配して城下町を作っていました。しかし安芸は、土佐藩が直接に支配し、安芸城跡の土居に屋敷を構えた五藤氏は、周辺に家臣を住まわせて武家屋敷(廓中)を整えましたが、町人町は置かず、他とは異なっていました。



江戸時代初期の安芸土居(「安喜土居構之図」部分)

また五藤氏は家臣の教育のために学校を設け、ここで学んだ中から塾や寺子屋を開く者が出て武士の他へも教育を広げました。この中から岩崎彌太郎等の近代以降に活躍する人々が出ています。

さらに五藤氏は、内原野台地等の新田開発を行い、京都から陶工を招いて内原野焼を始める等産業を育成しました。

②山分(山間部の村々)

豊かな山林資源は、江戸時代には材木に加えて薪や木炭を産出しました。土佐薪は大阪市場の6割を占め、多いときには薪代金が1年間に銀1万貫にもおよびました。その土佐薪の大半が安芸郡のものでした。

一方、江戸時代以前から尾根沿いの街道を人々が往来し、香美郡や阿波国(徳島県)と、郡、国を越えて交流してきました。徳島への街道は、伊尾木川上流の影野に番所を設け、さらに奥の別役に宿屋等がありました。平成12年(2000)に安芸川上流の畑山の尾根筋に近い山中で28,000枚もの江戸時代末の銭貨(主に寛永通宝鉄銭)を発見しました。今では奥深い山中ですが、かつては往来が盛んだったことを示しています。また、正月、七夕、盆等の年中行事、「いざなぎ流信仰」(香美市物部の民間信仰)の影響等に香美郡とのつながりがみられます。

③郷分(平野部の村々)

19世紀初めの安芸には、安芸川と伊尾木川に沿って平野部から山間部まで26の村がありました。このうち、耕地に恵まれた平野部にある川北、土居、黒鳥、井ノ口等は生産性の高い豊かな村でした。

温暖な気候と用水に恵まれた安芸平野は、江戸時代末に米・麦・田芋(里芋)・唐芋(サツマイモ)等の主穀・芋類に加えて、綿花・藍・甘蔗(サトウキビ)・煙草等の商品作物の生産が盛んでした。農民の他、木挽き・大工・鍛冶・紺屋・瓦焼等の職人、商人等も暮らし、豊かになっていく農村に対して、郡奉行所が冠婚葬祭等を質素にするよう通達を出したほどでした。

瓦焼は、延宝2年(1674)、伊予国菊間村(愛媛県今治市菊間町)の瓦師半兵衛が安芸平野で良質の粘土を見つけ、元禄13年(1700)に土佐藩が半兵衛を招いて、安芸村で御用瓦の製造を始めました。その後、安芸平野の黒鳥、川北でも瓦を焼きました。

また、灌漑用の堰やため池から引いた用水は平野を巡り田畑を潤すとともに、集落を巡って製紙や紺屋、鍛冶等の生業に利用されました。鍛冶屋は農具や山道具を作り、農村と山間部の暮らしを支えました。川や水路は、洗濯や野菜洗い、障子洗い、家畜の世話等にも利用され、暮らしとともにありました。

一方、川での漁は生業としてよりも、日々の糧としてあるいは楽しみとして、網、釣竿、筒等を使って、アユ、ゴリ、チチブ、エビ、ウナギ等を捕ってきました。夏から秋にかけての食卓には、アユずし、アユのセゴシとリュウキュウ、川エビとキュウリの煮物等が今も並びます。



「安芸村屏風」(個人蔵)

④浦分(海岸部の村々)

江戸時代、安芸川、伊尾木川の河口は一つになっており、河口の両側にあった安芸浦、伊尾木浦は上流の山林資源の積み出し港であるとともに、商人町としてもにぎわいました。

また、安芸浦は参勤交代に使われた土佐東街道沿いにあり、藩主の休泊する御殿、浦役所、分一役所(関税役所)が置かれ、近郷の中心地でした。1830年代には、安芸浦の戸数501軒、人口3,637人のうち、商人1,232人、水主・漁師1,583人、職人297人、浦役人186人、間人(日傭人)260人等で町を作っていました。このうち、船乗りである水主は、海運の担い手であるとともに土佐藩水軍の一員として、参勤交代等での海上輸送、軍役等にも動員されました。

浜では地引網や小舟での漁、製塩が行われ、豊漁祈願のエビス堂が今もあります。この他、東浜、中浜、西浜それぞれに狂言舞台がありにぎわいました。

安芸浦では富を背景に町人文化が盛んとなり、岡佗山、島村秋里、須賀俊英ら漢詩、和歌、俳諧、書画に堪能な文人が出ています。彼らは、下山の釈志静、五藤氏家臣の小牧天山、米山らと町人、僧侶、武士という身分を超えて集まり、さらに高知、京都、大阪等各地の文人と地域をまたいで交流しました。また文人の多くは寺子屋を開き、江戸時代末には安芸一帯で20ほどの塾や寺子屋がありました。

(4)安芸地域の発展(明治から昭和へ)

明治4年(1871)、廃藩置県により高知県が成立し、地方行政区画には区制が施行されました。この後、大小区制、郡区町村制を経て、明治22年(1889)に町村制が布かれました。これによって、安芸村、赤野村、穴内村、伊尾木村、井ノ口村、川北村、土居村、畑山村、東川村が発足し、その後、明治28年(1895)に安芸村が安芸町になり、昭和18年(1943)に穴内村が安芸町と合併しました。(市域変遷は12頁参照)

江戸時代から近郷の中心地であった安芸町には、明治以後も郡役所や裁判所、税務署、営林署等の国、県
安芸郡公会堂(個人蔵)

の行政機関の他、信用組合、銀行、中学校・女学校等が置かれ、安芸郡の政治・経済・教育の中心地でした。



江戸時代以来の教育や町人文化の影響によって、前田黙堂、須賀秋濤、竹林鳴雀、国見秀石、益田石華ら多くの能書家を輩出し、書道王国安芸といわれました。その中から、川谷横雲、川谷尚亭、手島右卿という近代・現代書道を切り開いた書家が生まれました。

①産業

明治以後、江戸時代の藩有林の多くは国有林になりました。木材搬出は安芸川・伊尾木川を使って流材を行ってきましたが、明治42年(1909)大井・古井間に森林軌道が開通し、大正4年(1915)には伊尾木貯木場まで軌道が延伸しました。さらに幹線から支線を張り巡らせて、森林鉄道が運搬の主流となりました。また昭和30年代まで安芸浜から阪神方面へ出荷する木炭の積み込みが年末の風物詩でした。



森林鉄道 西坂本橋（入河内）

漁業は、浜に揚げる小舟での操業が中心で、伊尾木から赤野までの海岸一帯で地引網漁を行ってき

ました。昭和5年(1930)大山岬沖^{おおしきあみ}で大敷網が操業し、同24年(1949)から下山漁業協同組合が経営しています。現在は、安芸漁港、伊尾木漁港を整備して、シラスを漁獲対象とした機船船びき網漁業と、ちりめんじゃこ等に加工するシラス加工業が主となっています。

安芸平野では、米・麦を中心とした二毛作、二期作を行ってきましたが、水争いが絶えませんでした。昭和5年(1930)に安芸川に栃ノ木堰を設け、この他にも伊尾木川の有井堰や段丘上のため池からの用水が赤野、穴内、安芸、川北、伊尾木を潤しています。

また温暖な気候を生かした施設園芸が行われ、大正11年(1922)には下山、川北、穴内、赤野に園芸組合を設立しました。現在もナス、ピーマン、シシトウ、ミョウガ等を栽培し、とくに冬春ナスの生産が盛んで、全国有数の産地となっています。

江戸時代から続く製陶業の内原野焼は、大正末期から昭和の中頃まで生活雑器を中心に生産し、窯元6軒、従業員50人以上で阪神地方へも出荷していました。

同じく江戸時代から続く安芸瓦は、昭和10年(1935)には8軒の瓦工場がありましたが現在では2軒となり、製造よりも販売施工へと業態が変わっています。

この他、近代日本を支えた養蚕と製糸業も盛んでした。明治28年(1895)に安芸町で並村製糸工場が創業し、翌年には同町に羽二重伝習所^{はぶたえでんしゅうじょ}を設けました。昭和10年(1935)は安芸町ばかりでなく、赤野、土居、川北、井ノ口で13軒の製糸場が操業していましたが、その後、国による製糸業の再編成、戦時体制等により、廃業となりました。

これらの産業を支えるため、明治44年(1911)安喜水力電気の電気事業経営が許可されました。この後、大正2年(1913)名村川発電所、同12年(1923)畑山発電所、昭和9年(1934)轟発電所、昭和29年(1954)四国電力伊尾木(美舞)ダムと伊尾木川(奈比賀)^{なびか}発電所が完成しました。このうち、名村川発電所と伊尾木川発電所は、現在も運用しています。

②交通

江戸時代から参勤交代路として重要であった土佐東街道は、明治末に県道(現在の国道)として整備し、その後、昭和28年(1953)に2級国道高知徳島線、同37年(1962)に1級国道55号、翌年一般国道55号となりました。

郡道(現在の県道)は、明治29年(1896)に安芸から土居を経由して畑山に至る安芸物部線、同40年

(1907)に^{にゅうがうち}入河内と伊尾木を結ぶ線が開通しました。

鉄道は、昭和5年(1930)に高知鉄道株式会社(後の土佐電鉄、現とさでん株式会社)が高知安芸間を開通しましたが、国鉄阿佐線計画に伴って昭和49年(1974)廃線となりました。その後、阿佐線建設工事は中止となり、平成14年(2002)、阿佐線に代わって南国市後免と奈半利町を結ぶ土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が開通しました。

バスは、大正時代に乗合自動車が高知と室戸・甲浦を結ぶ路線で開通し、その後高知県交通(現とさでん交通)が甲浦、室戸、馬路、魚梁瀬等高知県東部への路線をいくつも運行し、昭和29年(1954)以後、土佐電鉄安芸駅と入河内、古井、井ノ口、栃ノ木、畑山、内原野を結ぶ市内路線が開通しました。しかし、1970年代後半よりしだいに乗客が減少し、高知県交通の撤退に伴って、現在では安芸市が市中心部と伊尾木、赤野、尾川、畑山、八ノ谷、別役地区等を結ぶコミュニティバス「元気バス」を運行しています。



土佐電鉄安芸駅 昭和29年(個人蔵)



ごめん・なはり線

③災害

台風、大雨による風水害は頻繁に起きており、なかでも文化12年(1815)の「亥の大変」では、安芸川中流の堤が決壊し、安芸平野が広範囲に水没しました。

近年でも、昭和47年(1972)、平成30年(2018)に大雨のため、市内に被害が出ました。

天武13年(684)の白鳳地震、宝永4年(1707)の宝永地震、安政元年(1854)の安政地震で津波被害を受けましたが、昭和21年(1946)の昭和南海地震では津波被害はありませんでした。



昭和47年7月7日集中豪雨(川北地区)



安芸川 平成30年7月豪雨災害(土居地区)

●災害史年表

西暦	和暦	月日	災害種類	被害状況
684年	天武13	10月14日	地震	白鳳の大地震。土佐の田苑50余万が海に没した。
1663年	寛文3	4月5日	大火	安芸浦火災34戸焼失
1680年	延宝8	12月12日	大火	安芸浦火災250戸焼失
1683年	天和3	6月20日	風水害	伊尾木川流域を中心として、洪水。山間部も流失被害甚大。
1684年	貞享元	11月25日	大火	伊尾木浦火災
1707年	宝永4	10月4日	地震	宝永の大地震。津波のため安芸平野半分ほど流れる。
1708年	宝永5	11月16日	大火	安芸浦火災100余戸焼失
1732年	享保17	—	飢饉	大飢饉
1754年	宝暦4	8月28日	風水害	安芸郷中洪水
1757年	宝暦7	7月・9月	風水害	暴風雨、高潮。下山村被害。
1815年	文化12	7月6日 ～8日	風水害	亥の大変。暴風雨により、安芸川堤決壊、安芸の田畑・家流失。藩から救米が出る。
1837年	天保8	4月	飢饉	安芸郡大飢饉
1854年	安政元	11月5日	地震	安政の大地震。津波のため、安芸、川北の田畑・家流れる。
1879年	明治12	7月	伝染病	川北でコレラ流行
1910年	明治43	—	伝染病	県下でペスト流行
1912年	大正元	8月23日	風水害	台風が夜須付近に上陸、東部は暴風雨、高潮となった。井ノ口で全半壊数十軒で、ほとんどの屋根瓦が飛び散った。
1912年	大正元	9月22日 ～23日	風水害	台風により安芸町以東の小学校は全部倒壊、安芸郡役所も屋根が全部吹き飛ばされる。海岸の松の老木が倒れる。
1916年	大正5	—	伝染病	安芸町・土居村でコレラ流行
1920年	大正9	7月24日	風水害	台風が須崎方面に上陸。県東部は豪雨に見舞われ、井ノ口では、安芸川、小谷川、帯谷川が決壊し、多くの家屋が浸水。
1920年	大正9	—	伝染病	土居村でチフス流行
1934年	昭和9	9月21日	風水害	室戸台風。伊尾木橋破損、安芸町浜沿いの家屋破損。井ノ口～安芸間の電柱はほとんど倒れた。
1946年	昭和21	12月21日	地震	昭和の南海大地震
1953年	昭和28	—	伝染病	安芸町他に赤痢流行
1954年	昭和29	3月13日	大火	山田北部集落から出火、山田中部から南部へも延焼、11軒が全半焼。
1956年	昭和31	—	伝染病	赤痢流行
1961年	昭和36	9月16日	風水害	第2室戸台風
1965年	昭和40	9月10日	風水害	台風23号安芸市上陸
1972年	昭和47	7月7日	水害	集中豪雨のため床上、床下浸水1400戸
2008年	平成20	6月29日	風水害	安芸市内では江ノ川流域を中心に床上浸水39棟、床下浸水64棟。
2018年	平成30	7月6日	水害	豪雨により、安芸川が栃ノ木地区で氾濫、僧津地区での堤防決壊など。市内全域での被害、床上浸水2棟、床下浸水87棟、建物の全半壊54棟。農業被害額1億1,400万円。

第2章 安芸市の文化財の概要・特徴

1. 指定等文化財の概要・特徴

安芸市の指定等文化財は、令和8年(2026)5月末現在、国の指定文化財2件、国の選定文化財1件、県の指定文化財5件、市の指定文化財20件、および国の登録有形文化財13件の合計41件です。その内訳は下表のとおりです。

なお、選定された文化的景観及び文化財の保存技術、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財及び無形の民俗文化財に選択された文化財はありません。

●指定等文化財件数一覧

類 型		国			県	市	国	合計	
		指定	選定	選択	指定	指定	登録	合計	
有形文化財	建造物	0	—	—	0	1	13	14	
	美術 工芸品	絵画	0	—	—	0	2	0	2
		彫刻	1	—	—	0	2	0	3
		工芸品	0	—	—	1	3	0	4
		書跡・典籍	0	—	—	0	0	0	0
		古文書	0	—	—	1	4	0	5
		考古資料	0	—	—	0	3	0	3
		歴史資料	0	—	—	0	0	0	0
無形文化財		0	—	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	—	0	2	0	2	
	無形の民俗文化財	0	—	0	1	2	0	3	
記念物	遺跡	0	—	—	1	1	0	2	
	名勝地	0	—	—	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	—	—	1	0	0	2	
文化的景観		—	0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		—	1	—	—	—	—	1	
合計		2	1	0	5	20	13	41	

※指定等がないところは0、制度がないところは—で表記している

令和8年3月現在

※伝統的建造物群の特定物件95件(建築物32件、工作物33件、環境物件30件)

(1)有形文化財

① 建造物

建造物は14件(市指定1件、国登録13件)です。

市指定文化財は、浄貞寺山門^{じょうていじざんもん}1件です。浄貞寺は安芸地区の西浜にある曹洞宗寺院^{そうとうしゅう}で、江戸中期に火災で全焼し、その後再建しました。山門は、薬医門形式の門で、境内には、戦国時代に活躍した安芸の豪族、安芸氏の墓があります。

国登録有形文化財のうち、土居地区にある畠中家住宅^{はたけなか}は、県内第1号の国登録有形文化財です。明治20年(1887)頃の当主が手づくりした時計台は、「野良時計^{のらどけい}」として広く市民に親しまれています。周辺には、本家の畠中家住宅や森澤家住宅等、明治期の富農の建物群があり、これらも国登録有形文化財になっています。

井ノ口地区には三菱グループの創業者、岩崎彌太郎生家があります。寛政7年(1795)に移築したと伝わる建物で、1,200坪の敷地内には、この主屋の他に蔵や便所、番屋、畑等があります。

また井ノ口地区内原野にある陽和工房^{ようわこうぼう}の登窯^{のぼり}は、江戸時代後期の6房の連房式登窯です。文政12年(1829)に五藤氏が藩に許可を願い出て始まった内原野焼の歴史を伝えています。



畠中家住宅（野良時計）



岩崎彌太郎生家



陽和工房の登窯



前田家住宅東面



杉本家住宅の練堀

海岸部の安芸地区には、明治時代に財をなした家が多く残り、その一つが、杉本家住宅です。明治 15 年(1882) 建築の主屋の東の塀には不用になった瓦を積み重ねて作った「練塀」が残っています。また前田家住宅は、昭和 4 年(1929) 建築で、外壁の腰を瓦張とし上部に土佐漆喰の水切瓦を四段付けています。水切瓦は、壁にたたきつけるように降る雨水を途中で切ることで、漆喰の白壁を保護するとともに、装飾も兼ねています。

② 絵画

絵画は 2 件(市指定 2 件)です。

川北地区の川北大師堂絵馬は、二曲五隻の屏風と額からなり、弘瀬金蔵(洞意)、通称絵金の弟子が描いたものです。絵金とその弟子の作品は県内各地にあり、その画風は極彩色で描かれた芝居絵がほとんどで、川北大師堂にある屏風も「仮名手本忠臣蔵」の各場面を描いています。

栃ノ木地区の仁井田神社懇親会席上演説絵馬は、明治 19 年(1886)に奉納されたもので、当時盛んであった自由民権運動の一つ、懇親会の様子を描いています。



川北大師堂絵金の屏風(部分)

③ 彫刻

彫刻は 3 件(国指定 1 件、市指定 2 件)で安芸地区にあります。

国指定重要文化財の妙山寺の木造聖観音立像は、鎌倉時代の作で木造の観音像です。

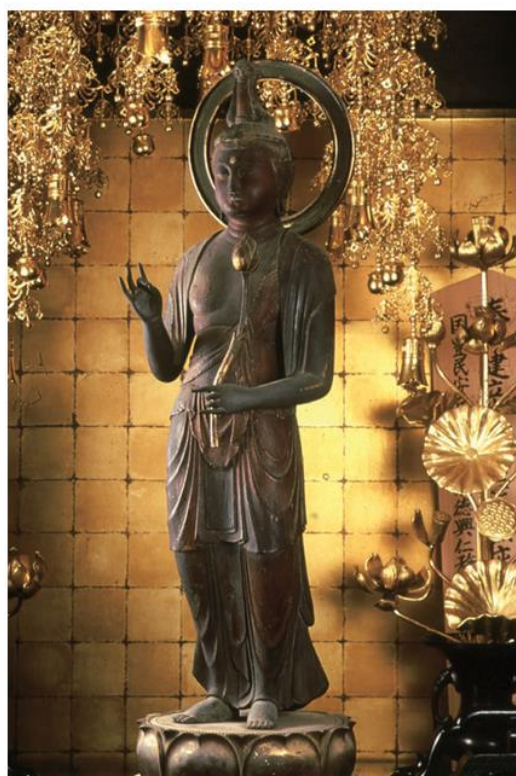
市指定文化財は、妙山寺本堂の木造阿弥陀如来立像と庄之芝大師堂の薬師如来像です。薬師如来像は、平安後期から鎌倉初期の作で、ヒノキ材の寄木造りです。

④ 工芸品

工芸品は 4 件(県指定 1 件、市指定 3 件)で、歴史民俗資料館が収蔵しています。

県指定文化財の刀銘国益は、土佐藩御用鍛冶の国益の作で、土佐藩家老の五藤家の注文品と思われ、銘が草書である点が一般的な国益とは異なっています。

市指定文化財の五藤家伝来美術工芸品は、土佐藩家老五藤家に伝来する資料で、絵画や陶磁器、漆工芸品等を含んでいます。この他の指定文化財は安芸市の刀工正宣の短刀、東川地区古井の住吉神社の鰐口です。



妙山寺の聖観音立像(鎌倉時代)

⑤ 古文書

古文書は5件(県指定1件、市指定4件)で、歴史民俗資料館が収蔵しています。

県指定文化財の五藤家文書は、土佐藩家老であった五藤家が所蔵していた約23,000点で、江戸時代の土佐藩を知る上で欠かせない文書群です。

市指定文化財の川北文書は、旧川北村役場に残っていた文書のうち、幕末から明治までの1,600点です。この他、明治22年(1889)までの旧役場文書である戸長^{こちよう}役場文書、赤野の庄屋^{かまくら}

包国家に伝わる包国文書、南北朝時代の土佐北朝方の文書佐伯文書があります。



五藤家文書

⑥ 考古資料

考古資料は3件(市指定3件)です。

川北地区の神谷^{こうだに}で発見した広形銅銚^{ひろかたどうほこ}は、弥生中期のもので下半分が欠け上部約30cmが残っています。川北地区の山田山から出土した有樋石剣^{ゆうひせつけん}は、弥生中期に粘板岩で銅剣を模してつくられ、樋の途中に穴が二つあります。銅銚、石剣ともに武器ではなく祭祀に使われたようです。

井ノ口地区の高台寺^{こうだいじ}妙見山^{みやま}で発見した古瀬戸骨壺^{こせと}は、平安末期の瀬戸猿投窯^{せなげ}(愛知県)の双耳壺^{そうじこ}です。壺の中には人骨と刀子^{とうす}、鉄釘が数本入っていました。当時の有力者の蔵骨器として使用されたものと思われます。



広形銅銚



有樋石剣

(2) 民俗文化財

有形の民俗文化財は2件(市指定2件)です。

伊尾木地区の伊尾木八幡宮五百石船模型は、19反帆、500石積みの木材運搬船の模型で、実物の10分の1の大きさです。伊尾木が木材積出港として栄えていた1810年から1820年代の作です。もう1件は奈比賀地区の奈比賀八幡宮の棟札5枚です。

無形の民俗文化財は3件(県指定1件、市指定2件)です。

県指定文化財の赤野獅子舞は、毎年夏と秋の神祭に赤野地区の大元神社の境内と住吉の浜で行っています。獅子、テガイコ、太鼓で構成され、テガイコの服装や所作が野趣的でユーモラスなところに特徴があります。

市指定文化財は入河内獅子舞と一ノ宮万才いちのみやまんざいです。一ノ宮万才は、井ノローノ宮に伝わる万才踊りです。正月や盆の時に演じるもので、黒い布で顔を包んだ男装女装の組が、4組から5組で向かいあって地唄にあわせて掛けあいで踊ります。かつて農民が正月に領主であった安芸国虎に招かれて踊ったのが始まりといわれています。



五百石船模型

(3) 記念物

① 遺跡

遺跡は2件(県指定1件、市指定1件)です。いずれも戦国武将、安芸氏に関するものです。

県指定の安芸国虎墓は、安芸地区の浄貞寺境内にあります。国虎は、戦国時代に土佐統一を進める長宗我部元親との戦いに敗れ、菩提寺の浄貞寺で自刃しました。

市指定の安芸城跡は土居地区にあり、鎌倉時代の延慶元年(1308)に安芸親氏ちかうじが築いたと伝わり、安芸氏の居城でした。標高約41m、東西100m、南北190mの楕円形をした平山城で、詰つめ、曲輪くるわ、虎口こぐち、土塁等の遺構が良好に残っています。江戸時代には土佐藩家老五藤氏が山麓に屋敷を構えました。



赤野獅子舞



安芸国虎墓

② 植物

植物は2件(国指定1件、県指定1件)です。

国指定は伊尾木地区にある伊尾木洞のシダ群落です。ホウビシダやコモチシダ等40種類ものシダが群生しており、近年観光スポットとしても人気が出ています。

県指定は畑山地区の水口神社みなくちにあるムカデランです。細長い糸状の茎の両側に葉がムカデの足のように互生しています。安芸市で自生するのは、ここだけです。



安芸城跡



伊尾木洞のシダ群落

(4) 伝統的建造物群

土居地区の土居廓中は、江戸時代に安芸土居におかれた土佐藩家老五藤氏が家臣の住む町並みを整備したものです。町割や道路の形状は江戸期以降大きな変化がなく、江戸末期から昭和戦前期の主屋や土蔵、蚕室等伝統的な建造物が良好に残り、武家地特有の歴史的風致を今日によく伝えていることから、平成24年(2012)に国重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

東西約410m、南北約360m、面積92,000㎡の地区内には、一般公開している野村隆男家住宅(国登録有形文化財)や、イベント等の開催時に公開している五藤家安芸屋敷(国登録有形文化財)等があります。

道路に面する生垣は土居廓中の歴史的景観を形成する重要な要素で、ドヨウダケ、ウバメガシ、ナギ等の生垣が見られます。東西、南北の2本の通りが交差する四ツ辻には、往時の石溝が残る通りに沿って生垣が連続し、武家地の景観を良く伝えています。



土居廓中の町並みと生垣



野村隆男家住宅

2. 未指定文化財

(1) 未指定文化財の件数

これまでの調査や市史等の各種文献の他、歴史民俗資料館の所蔵品目録、寄託資料目録等から、安芸市未指定文化財一覧を作成しました。

令和8年(2026)5月現在で、下の表のように4,271件の未指定文化財を把握しました。

●安芸市の未指定文化財一覧

類型		赤野	穴内	安芸	土居	井ノ口	畑山	川北	東川	伊尾木	歴史民俗資料館等所蔵	合計数	
有形文化財	建造物	11	1	23	8	18	3	3	-	8	0	75	
	美術工芸品	絵画	-	-	1	-	-	-	-	-	-	85	86
		彫刻	4	2	23	1	10	-	8	8	2	-	58
		工芸品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	831	831
		書跡・典籍	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2,112	2,113
		古文書	-	-	1	-	-	-	-	-	-	76	77
石造物	9	4	27	8	13	6	10	7	19	-	103		
無形文化財		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	2	1	-	2	-	1	3	1	862	873
	無形の民俗文化財	民俗芸能	-	-	2	1	-	1	1	-	1	0	6
		祭礼や年中行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		食文化	-	-	-	-	1	1	-	2	-	0	5
記念物	遺跡	5	4	8	5	10	4	16	4	7	0	63	
	名勝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	
	植物	4	1	6	-	11	10	-	6	10	0	48	
	地質鉱物	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
その他	伝承・伝説		10	10	3	3	5	5	5	10	10	0	61
合計			45	24	95	26	70	30	44	41	60	3,966	4,402

令和8年3月現在

※現在把握されていないものを、「-」と表記しています。

※地区名は昭和18年の旧町村名です。

※令和6年(2024)に安芸市民を対象に実施したアンケート調査『安芸のお宝大募集』で回答のあった「文化財として残したい「お宝」」は、未指定文化財に入れていません。これについては今後未指定文化財として扱うかどうかを検討します。

(2) 未指定文化財の概要

① 有形文化財

建造物は、『近代和風建築総合調査』(1995)に基づき、久保家住宅(伊尾木地区)等76件把握しています。地区別では安芸地区が最も多く、次いで井ノ口地区となっています。

絵画や書跡、工芸品のほとんどは書道美術館と歴史民俗資料館が収蔵している作品です。書道美術館には、安芸市出身の川谷横雲、川谷尚亭、手島右卿、高松慕眞、南不乗等日本を代表する書家の作品



松原地区の石塔

1,979件があります。また歴史民俗資料館の資料は、土佐藩家老五藤家伝来のものが主で、その中

にはまとまり(資料群)として計上しているものもあります。

彫刻は主に寺院の仏像等です。

古文書は、旧役場文書や須藤家文書等の家文書があり、歴史民俗資料館で収蔵しています。

石造物は石塔類や記念碑、顕彰碑、歌碑等で、平成3年(1991)に安芸市教育委員会が行った石碑調査および、令和元年(2019)に行った把握調査により井ノ口松原地区の石塔等が103件あります。

② 民俗文化財

有形の民俗文化財は、歴史民俗資料館が収蔵している民俗資料700件があります。明治頃から昭和初期にかけて使われていた生活用具を始め、農業、漁業、養蚕の道具等多種にわたります。この他、山林の伐採等に使われた山林道具が162件あり、大部分が伊尾木の鍛冶屋、川島家に伝わったものです。この他、寺院の棟札や鰐口等11件があります。

無形の民俗文化財の大部分が民俗芸能で、西八幡宮の夏祭りで行われる船みこし巡行や東八幡宮のみこし巡行、川北江川・土居地区の獅子舞等です。他に伊尾木で行われている「伊尾木^{ぜにだいこ}銭太鼓」や畑山地区の「虫送り」があります。

食文化は2件で、東川地区の伝統野菜「入河内大根」と東川、栃ノ木、井ノ口地区等の山間部を中心に作られてきた「カシキリ豆腐」です。入河内大根は、東川地区の入河内で育てられている希少種の大根です。平均3kgから5kgと大きく、首の部分の皮が赤紫で、きめ細かく辛味が少なく煮崩れしにくいのが特徴です。カシキリ豆腐はカシの実でつくられた豆腐で、葉ニンニクのたれ(ぬた)をかけて食べます。



カシキリ豆腐



森林鉄道遺構(伊尾木地区)

③ 記念物

遺跡は埋蔵文化財の存在が知られている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)が63件あります。このうち川北地区の^{せいすいじおか}清水寺岡遺跡や^{ゆうぜん}勇前遺跡、井ノ口地区の^{きよちかおか}清近岡遺跡等は発掘調査によって、弥生時代の住居跡や土器等を発見し、この頃からこの地に人が住んでいたことがわかります。

また近年、古代寺院もしくは古代の役所に関連する遺構と考えられる遺跡(瓜尻遺跡)を発見しました。

埋蔵文化財包蔵地の総数は、開発工事等に伴う



瓜尻遺跡(土居地区)

試掘調査や立会等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の調査が進むと増える可能性があります。

この他、伊尾木から別役(東川)地区まで敷設された森林鉄道の遺構があります。

名勝地は把握していません。

昆虫は、昭和60年(1985)にハッチョウトンボを伊尾木地区で発見しています。全身朱色で成虫の体長が17mmから21mmという小さなトンボで、生息地の整備を行ってきました。



大山岬

植物では、市内に植生する樹木について『安芸の巨樹古木』(2007)、『土佐の名木』(1971)により把握しました。スギが一番多く、次いでヒノキが多く、とくに尾川のスギは樹齢800年とも推定されます。

また市の北部の標高1,300mから1,400mの山地には、生育環境の南限に近いブナが自生しています。

地質・鉱物は、赤野地区の赤野川左岸の海成段丘崖に^{てい}手結メランジュ(県指定天然記念物)の延長部が露出していて、枕状溶岩やチャートを観察できます。また大山岬から下山海岸にかけて四万十帯の地層が露出し、さまざまな堆積構造を確認できます。さらに波の浸食による^{はしよくだな}波食棚や、波により崖面がえぐられた^{かいしよくどう}ノッチ、海食洞等もあります。

④その他

法令では文化財の対象となっていませんが、安芸市では61件の史話や伝説を把握しています。昔話とは異なり、実在の人物や出来事に関わる内容がほとんどです。

3. 関連する制度

100年フード

安芸市の「なすのたたき」は、令和3年(2021)度に、「未来の100年フード～目指せ、100年！」部門で認定されています。

第3章 安芸市の歴史文化の特性

1. 安芸市の歴史文化の概要

第1章と第2章で安芸市の概要と文化財を見てきたとおり、安芸市は、安芸川と伊尾木川がつくる平野部、両河川の源である山間部、両河口に開けた海岸部の三つの地域に分けられます。それぞれの地域では、地形に適した生業や人々の営みの中から固有の歴史文化が生まれ、地域同士の交流を通じてその歴史文化がさらに発展してきました。

一方、江戸時代に土居に屋敷を構えた土佐藩家老五藤氏による教育と文化は、武家ばかりでなく町民の文化にも大きな影響をもたらしました。

また地質にも、安芸地方の特性を見出すことができます。

これらを踏まえて、歴史文化の特性として次の五つを示します。

(1)豊かな山のめぐみ

安芸川、伊尾木川上流の山間部は豊富な森林資源に恵まれ、戦国時代にはここで力を蓄えた安芸氏が大豪族に成長しました。また木材の他薪・木炭を産出し、積出港である安芸浦(安芸町)の繁栄を支え、人、物の交流が活発となりました。

(2)川と平野のいとなみ

安芸川と伊尾木川が作った安芸平野は、古代の条里制地割りが残り、早くから開かれてきました。温暖な気候と用水に恵まれた安芸平野に豊かな農民層が生まれ、長屋門と蔵をもつ屋敷や神社奉納の絵馬、獅子舞などの豊かな農村文化が残っています。

(3)海に開けた町のにぎわい

安芸川、伊尾木川の河口両岸は、戦国時代末期から材木・薪・木炭などを集めて積み出す港町として栄えました。富を背景に町人文化が盛んとなり、多くの文化人が身分を超えて交流しました。明治以降も安芸郡の中心地として栄え、今も当時の面影を残す建造物が残っています。

(4)先人が育んできた文化と教育

江戸時代、安芸土居に屋敷を構えた五藤氏は、周辺に武家屋敷(廓中)を整えました。後に家老となった五藤氏は、多くの文書と美術工芸品を残し、明治以降も美術・文化活動を支援してきました。五藤氏はまた家臣らの教育に熱心で、その影響で安芸一帯には多くの塾や寺子屋があり、この中から近代以降に活躍する人々が生まれました。

(5)変動する大地

高知県東部の海岸地帯には海成段丘が発達しています。国指定天然記念物のシダ群落がある伊尾木洞は、海中にあった地層が隆起により波の浸食を受けて出来たものです。大山岬から下山海岸にかけて四万十帯地層が露出し、さまざまな堆積構造が確認できます。

2. 安芸市の歴史文化の特性

(1) 豊かな山のめぐみ

安芸氏の台頭

安芸川、伊尾木川上流の山間部は、平安時代末から豊富な森林資源を産出する山の荘園として知られていました。ここで力を蓄えた安芸氏は大豪族に成長し、戦国時代には安芸城を拠点に土佐東部を支配しましたが、長宗我部氏と激戦の末に敗れました。安芸氏の落城悲話は語り伝えられ、安芸氏の活躍を物語る城跡、寺社等は今も市民に親しまれています。

山のめぐみ

豊かな森林資源は、木材の他薪・木炭を産出し、積出港である安芸浦(安芸町)の繁栄を支えました。これらの森林資源を伐り出す斧や鋸等の道具は、両河川の中下流の村の鍛冶屋で生産していました。近代には、森林鉄道が伊尾木川沿いの奥深くまでしかれました。

人里に近い低山に分布するカシ(アラカシ)は、木炭、正月を迎える門松、カシキリ豆腐等に広く利用されました。

他地域との交流

江戸時代以前から尾根づたいに香美郡や阿波国(徳島県)と往来し、郡、国を超えて交流してきました。伊尾木川上流の影野の番所記録、安芸川上流の山中に残された大量の銭貨、年中行事や信仰等に他地域との交流がみられます。

森林鉄道が、人や生活物資の運搬とともに情報や文化も運びました。

(2) 川と平野のいとなみ

早くから開かれた平野

安芸川と伊尾木川が作った平野を見下ろす段丘上には弥生時代の集落跡があり、人々の営みを物語る土器、石器、青銅器等が多く見つかっています。加えて、安芸川右岸一帯には今も良好な状態で条里制の地割りが残っている等、平野は早くから開かれていました。

この平野の北部から7世紀後半から8世紀の役所・寺院に関わる遺構(瓜尻遺跡)が発見されました。

川の利用と豊かな農村

灌漑用の堰やため池から引かれた用水は田畑を潤し、集落を巡って製紙や紺屋、鍛冶等の生業を支えました。

温暖な気候と用水に恵まれた安芸平野に豊かな農民層が生まれ、明治から昭和前期に建てられた長屋門と蔵をもつ屋敷が平野のあちらこちらに今も残っています。これらの建物には、安芸特産の瓦がふんだんに使われ、建物側面(妻面)の「水切瓦」や古瓦を何層にも重ねた「練塀」等、この地方独特の建造物を見ることができます。

豊かな家々は弘瀬洞意(絵金)、河田小龍^{かわたしやうりょう}等を庇護し、襖絵、屏風絵等を描かせました。地域の神社には彼らとその工房による絵馬が奉納され、獅子舞等の芸能とともに豊かな農村文化を伝えます。

(3)海に開けた町のにぎわい

安芸町のにぎわい

安芸川・伊尾木川の河口両岸の安芸浦、伊尾木浦は、戦国時代末期から材木・薪・木炭等を集めて積み出す港町でした。当時の廻船の模型が伊尾木八幡宮に奉納されて今に伝わっています。

特に安芸浦は廻船業で財をなした商家が幾軒も軒を連ねていました。明治中期に安芸町となってからは、安芸郡の中心地として官公庁が置かれ、近郷の商業地として栄えてきました。今も当時の面影を残す建造物が残っています。

町人文化のひろがり

江戸時代の安芸浦では富を背景に町人文化が盛んとなり、多くの文人らが身分や地域を超えて交流しました。

明治以降、江戸時代以来の教育や町人文化の影響から多くの能書家が出て、書道王国安芸といわれました。その中から、川谷横雲、川谷尚亭、手島右卿という近代・現代書道を切り開いた書家が生まれました。

(4)先人が育んだ文化と教育

土佐藩家老五藤氏

江戸時代、五藤氏は安芸土居に屋敷を構え、周辺に家臣を住まわせて武家屋敷(廓中)を整えました。五藤氏は後に家老となり、奉行職として藩政中枢にあつたため、多くの文書を残しています。総数約23,000点に上る五藤家文書は、絵図、法令、藩士の年譜等の土佐藩政に関するもの等があり貴重な資料となっています。

明治以降も五藤氏は高知に居住し、土陽美術会や土佐図書倶楽部等の美術・文化活動を支援するとともに、土佐藩家老としての格式にふさわしい書画、武具、工芸品を残しました。

教育のひろがり

五藤氏は、家臣の教育のために学校を設けました。そこで学んだ中から塾や寺子屋を開く者が出て、家臣以外へも教育を広げました。また安芸浦を中心に、五藤氏家臣と交流のあつた文人が開いた寺子屋があり、江戸時代末には安芸一帯で20ほどの塾や寺子屋がありました。この中から岩崎彌太郎等近代以降に活躍する人々が生まれています。

(5)変動する大地

高知県東部の海岸地帯には海成段丘(海岸段丘)が発達しています。これはフィリピン海プレートと陸側プレートの境界(南海トラフ)で繰り返しかえし起きている巨大地震により、室戸岬から安芸にかけて海岸が幾度も隆起したことによるものです。

国指定天然記念物のシダ群落がある伊尾木洞も、かつては海中にあつた地層が幾度も隆起により波の浸食を受け、現在の姿になりました。

また赤野川左岸の海成段丘崖には手結メランジュ(県指定天然記念物)の延長部が露出していて、枕状溶岩やチャートを観察することができます。

安芸一帯は四万十帯の地層ですが、大山岬から下山海岸にかけてその地層が露出し、さまざまな堆積構造が確認できます。また大山岬では波の浸食による波食棚や波により崖面がえぐられたノッチ、海食洞等も見られます。

第4章 文化財に関する今までの把握調査

1. これまでに実施した文化財調査

以下の表は、これまでに安芸市の文化財の調査について、刊行された調査報告書の一覧です。

昭和51年(1976)から昭和56年(1981)にかけて、『安芸市史』を刊行し、主要な古文書等を採録しました。また安芸市を代表する資料であり、歴史民俗資料館が所蔵している土佐藩家老五藤家の古文書、貴重な地域資料である川北文書、戸長役場文書等については目録も作成しています。

高知県教育委員会が主体となった近代の建築物調査は、安芸市も対象となりました。

● 調査・報告の一覧

分類	調査内容、報告書	調査年	調査主体	備考
建造物	高知の近代和風建築 －近代和風建築総合調査報告書	1994年～1995年	高知県教育委員会	1996年報告書刊行
	高知県の近代化遺産総合調査報告書	－	高知県教育委員会	2002年報告書刊行
	安芸市土居邸中 伝統的建造物群保存対策調査報告書	－	安芸市教育委員会	2010年報告書刊行
石造物	石碑調査	1991年	安芸市教育委員会	台帳作成
彫刻	安芸市の仏像調査	2011年～2015年	安芸市教育委員会	
古文書	川北文書目録1	1973年	高知県教育委員会	1974年目録刊行
	川北文書目録2	－	高知県教育委員会	1975年目録刊行
	川北文書目録	－	安芸市教育委員会	1994年目録刊行
	土佐藩家老 五藤家文書目録	1984年～1986年	安芸市教育委員会	1987年目録刊行
	土佐藩家老 五藤家文書目録Ⅱ	1986年～1989年	安芸市教育委員会	1991年目録刊行
	安芸市戸長役場文書目録	1987年～1991年	安芸市教育委員会	1992年目録刊行
民俗芸能	安芸市旧役場文書目録	－	安芸市教育委員会	1994年目録刊行
	高知県の民俗芸能 －高知県民俗芸能緊急調査報告書－	2019年～2021年	高知県教育委員会	2022年刊行
祭礼や 年中行事	安芸市史 民俗編	－	安芸市教育委員会	1979年刊行
遺跡	清近岡遺跡発掘調査報告書	1978年	安芸市教育委員会	1979年報告書刊行
	安芸城跡保存管理計画書	－	安芸市教育委員会	1985年刊行
	五藤家屋敷跡発掘調査報告書	1983年～1984年	安芸市教育委員会	1987年報告書刊行
	清水寺岡遺跡	1985年～1989年	安芸市教育委員会	1990年刊行
	安芸市遺跡分布地図帳	－	安芸市教育委員会	1996年刊行
	高知県遺跡地図帳-安芸ブロック-	－	高知県教育委員会	1996年刊行
	勇前遺跡発掘調査報告書	2001年～2002年	高知県埋蔵文化財センター	2002年報告書刊行
	ジョウマン遺跡発掘調査報告書	2003年	高知県埋蔵文化財センター	2003年報告書刊行
	瓜尻遺跡発掘調査報告書	2002年	安芸市教育委員会	2005年報告書刊行
	桜木遺跡発掘調査報告書	2002年～2003年	高知県埋蔵文化財センター	2005年報告書刊行
	河原田遺跡発掘調査報告書	2006年	安芸市教育委員会	2011年報告書刊行
	岡遺跡発掘調査報告書	2015年～2016年	高知県埋蔵文化財センター	2018年報告書刊行

分類	調査内容、報告書	調査年	調査主体	備考
植物	土佐の名木	1971年	高知県	1971年刊行
	安芸の巨樹古木 第一集	2006年	安芸緑と水の会	2007年刊行
伝承・伝説	安芸の民話 第1集	—	安芸市教育委員会	1979年刊行
	安芸の民話 第2集	—	安芸市教育委員会	1980年刊行
	安芸の民話 第3集	—	安芸市教育委員会	1982年刊行
歴史や史跡など	安芸市史 概説編	—	安芸市教育委員会	1976年刊行
	安芸市史 歴史編	—	安芸市教育委員会	1980年刊行
	安芸市史 資料編	—	安芸市教育委員会	1981年刊行
	安芸市の史跡と文化財	—	安芸市教育委員会	1980年刊行
	ふるさとのいまとむかし	—	千光土始ほか	1986年刊行
	郷土の学校	—	安芸市教育委員会	1981年刊行

2. 安芸市の各地域(旧町村)における文化財把握調査の状況

本計画に併せて、既存調査や市が把握している未指定文化財を整理するとともに、令和6年(2024)2月に実施した市民アンケート「安芸のお宝大募集」や公民館等でのヒアリング調査等を通じ未指定文化財の把握と情報収集を行いました。

類型、安芸市内各地の文化財の把握調査の状況は次の通りです。

(1)有形文化財

①建造物

未指定の文化財は、『土佐の名建築』(高知新聞社1994年)や『土佐の民家』(高知新聞社1997年)等で部分的に調査しています。その後、高知県内では平成6年(1994)から平成7年(1995)に近代和風建築総合調査、平成12年(2000)から平成14年(2002)に近代化遺産総合調査が行われ、市平野部に残る建造物の把握調査も行いました。

山間部のうち東川地区では、建造物の把握調査は行っていません。

②美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍のうち、書道美術館・歴史民俗資料館の収蔵資料は、それぞれ専門家が調査し、資料台帳の作成を進めています。市内各地区の寺院や仏堂に所在する彫刻は、平成23年(2011)から平成27年(2015)にかけて、ほぼ把握調査が終わっています。

神社が所有する絵馬等は、十分な把握調査を行っていません。

古文書は、専門家が調査し、資料台帳の作成を進めています。しかし、寄贈や寄託を受けた史料群(須藤家文書等)の調査は十分ではありません。また市内の小中学校において、学校関係資料の存在を確認していますが、十分な把握調査は行っていません。

考古資料は、川北地区の銅鐸等、市内全地区で把握しています。

歴史資料のうち石造物は、安芸町、土居、井ノ口で平成3年(1991)に、石碑や頌徳碑等の把握調査を行い、台帳を作成しています。

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術等の無形文化財は、把握調査を行っていません。

(3) 民俗文化財

①有形の民俗文化財

市民から寄贈を受けた民俗資料を歴史民俗資料館で収蔵し、台帳を作成しています。市内各地の有形民俗文化財の把握調査は、十分ではありません。

②無形の民俗文化財

市内各地で行われている民俗芸能は、畑山地区、穴内地区、川北地区以外では調査を行い、結果を『安芸市史 民俗篇』に収録しています。

令和元年（2019）から令和3年（2021）に、高知県が高知県民俗芸能緊急調査を行い、報告書を刊行しています。同調査では、東川地区の入河内の獅子舞を詳細に調査しています。

祭礼や年中行事は、『安芸市史 民俗篇』等に報告がありますが、現況調査は行われていません。

安芸市独特の食文化は、入河内大根、カシキリ豆腐を把握していますが、十分な把握調査は行っていません。

(4) 記念物

①遺跡

遺跡の所在は市内各地区で分布調査を行い、埋蔵文化財包蔵地として把握しています。

開発にともなう発掘調査により、清近岡遺跡等の遺跡調査を行ってきました。

伊尾木から別役まで敷設された森林鉄道の遺構は、把握調査を行っていません。

②名勝地

把握していません。

③動物、植物、地質鉱物

植物は、部分的な把握調査を行っています。

動物、地質鉱物については、把握調査を行っていません。

(5) 文化的景観

把握していません。

(6) 伝統的建造物群

平成21年度に文化庁の補助及び高知県の支援を得て、安芸市土居廓中伝統的建造物群保存対策調査事業を行いました。

(7) その他の文化財

伝承・伝説

安芸市青少年地域活動推進事業実行委員会が昭和53年(1978)頃から安芸市各地区に伝わる伝承や伝説を聞き取り、『安芸の民話』を刊行し、引続き第二集、第三集を刊行しました。収録された史話や伝説と市内に所在する史跡等との関連性は把握していません。

●安芸市の文化財把握調査状況

類型		赤野	穴内	旧安芸町	土居	井ノ口	畑山	川北	東川	伊尾木	
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	△	×	△	
	絵画	×	×	△	×	×	×	×	×	×	
	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工芸品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	書跡・典籍	×	×	×	×	×	×	×	△	×	
	古文書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	石造物	×	×	△	△	△	×	×	×	×	
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		民俗芸能	△	×	△	△	△	×	×	△	△
	無形の民俗文化財	祭礼や年中行事	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		食文化	×	×	×	×	×	×	×	×	×
記念物	遺跡・名勝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	動物	×	×	×	×	×	×	×	×	△	
	植物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	地質鉱物	×	×	×	×	×	×	×	×	△	
文化的景観		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
伝統的建造物群		×	×	×	○	×	×	×	×	×	
その他	伝承・伝説	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1:「把握調査」は、文化財の有無を確認するための調査

※2:「○」は、おおむね調査できているもの。

「△」は、部分的な調査にとどまっているもの。

「×」は、調査の実施できていないもの。

※3:地区名は昭和18年の旧町村名です。

令和8年3月現在

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1. 将来像：「未来へつなぐ歴史と文化の香るまち 安芸市」

当計画では、目指す将来像を、「未来へつなぐ歴史と文化の香るまち 安芸市」とします。

安芸市は、まちづくりにおいて、「歴史と文化の香るまち」ということばを長く掲げてきました。今では世代を超えて市民に広く共有されることばとして親しまれています。市民全体、地域社会総がかりで歴史文化を育て、その価値を次世代につなぎます。そのためには、市民が地域に受け継がれてきた歴史文化にふれ、その価値を理解して大切に思い、保存と継承に携わる仕組みをつくります。計画推進のため、書道美術館・歴史民俗資料館の2施設を拠点施設として位置づけます。

2. 将来像を実現するための方向性

目指す将来像を実現するために、次の三つの方向性を設定します。

方向性

I

調査・研究

安芸市の歴史文化の価値を明らかにし、計画的に文化財を保存・継承するため、歴史文化の調査研究に継続して取り組みます。調査・研究の成果は、データベース化を進め、市民の財産として蓄積できる体制を整備します。

方向性

II

保存・継承

市民全体・地域社会総がかりで文化財を保存・継承するため、市の方針を整理し、効果的に保存・継承の担い手育成を行います。書道美術館・歴史民俗資料館の収蔵環境・保存管理体制の強化と、リスク把握に基づく防災・防犯対策の継続により、文化財の保存・継承の実効性を高めます。

方向性

III

活用・情報発信

安芸市の歴史文化の価値の共有と継承の担い手育成のために、文化財の活用と情報発信を行います。文化観光に関わる市民や団体等とも連携し、文化財単体でなく、その周辺環境も含めた活用を目指します。また学校教育や生涯学習により、郷土愛を育む学習機会を充実させます。

第6章 文化財の保存・活用に関する現状・課題・方針

第5章で示した方向性に沿って、安芸市の文化財に関する現状と課題、課題解決に向けた方針をまとめます。

方向性

I

調査・研究

計画的に文化財を保存・継承するため、継続して調査・研究に取り組みます。

【実現に向けた現状と課題 1】 総合的・持続的な調査に向けた体制整備

これまでの文化財の調査・研究は、その種類や地区によって偏りがあり、総合的な把握ができていません。そのため市全体としてどの文化財を優先して保存・活用すべきか判断する情報が不足しています。加えて、調査を担う市の人員が十分ではなく、また専門的な知見や技術を要する分野の調査を市のみで実施することは困難です。保存・活用に関する方針や優先順位を検討するために、調査・研究を進める必要があります。



【課題解決にむけた方針】

住民や専門家等と連携した調査体制をつくり、建造物、埋蔵文化財等の文化財の価値を総合的に把握する取組を継続的に行います。あわせて、現地踏査や聞き取り、文献調査等により得られた情報を整理し、台帳や分布図として蓄積・更新します。調査成果は保存・活用方針の検討や優先順位付け、指定・登録の検討等に活用します。

【実現に向けた現状と課題 2】 データベース化による調査・研究の促進

書道美術館・歴史民俗資料館は資料収集を行ってきましたが、資料の整理や資料台帳の作成が十分ではありません。また資料台帳のデータベース化が未整備であることから、展示替え時の所蔵資料の検索・抽出は紙台帳による確認にとどまるため全体把握に時間を要し、日常管理を効率的に行う上で課題となっています。さらに、収蔵庫内の保管位置情報が整理されていないため所在確認が困難であり、在職歴の長い職員の記憶に依存するなど、業務の属人化が生じています。この他文化財の情報、調査・研究成果等の整理・集約が十分でないため、これらの蓄積と共有を図る必要があります。



【課題解決にむけた方針】

未整理資料の整理や紙台帳の情報を整理した上で、資料写真もデータ化するなど、段階的にデータベース化を進めます。これらの取組により、展示替え時の資料抽出と所在確認を迅速化し、業務の属人化を解消するとともに、収蔵資料の適切な保存管理と利活用の促進を図ります。あわせて、既存の調査報告書、写真・図面、位置情報、修理記録等の調査・研究成果を体系的に整理・集約し、庁内および関係機関との共有体制を整備します。これにより、収蔵資料の適切な保存管理と利活用の促進、災害時の迅速な被害把握・対応につなげます。

【実現に向けた現状と課題 1】 担い手の育成と支援

人口減少や高齢化の進行により、文化財を保存・継承する担い手の確保が困難になっています。また市として保存・継承に関する対応方針や方向性が十分に整理されておらず、関係者への支援が必ずしも行き届いていないことが課題です。このため文化財の保存・継承に携わる人材を増やす取組を進めると共に、市全体として文化財の保存に関する方針及び優先順位を検討し、実情に即した適切な支援を行う必要があります。



【課題解決にむけた方針】

地域の歴史文化に触れ、文化財を身近に感じられる機会を継続的に創出することで、文化財の保存・継承に関わる人材の裾野拡大と次世代育成を図ります。併せて調査・研究の成果及び安芸市文化財保護審議会の意見を踏まえ、文化財の保存に関する方針と優先順位を整理・検討し効果的な支援が行えるよう体制を整えます。さらに文化財の所有者、管理者、保存団体等に対し、指導・助言等の支援を行うと共に、学術的価値が高いと認められるものや地域の歴史文化を特色付ける文化財についての指定・登録に取り組み、保存・継承の実効性を高めます。

【実現に向けた現状と課題 2】 守る環境を整える

書道美術館・歴史民俗資料館では収蔵資料の増加に伴い収蔵スペースの余裕がなく、資料の受入れ・整理や展示替え等の業務に制約が生じています。また施設・設備の老朽化による温湿度管理等の収蔵環境の維持が難しくなっている部分が見られ、資料保存上のリスクが高まりつつあります。このため、収蔵スペースの確保と収蔵環境の改善を計画的に進める必要があります。併せて、専門性を要する収蔵・保存管理業務を継続的に実施するため、配属されている学芸員の知識・技術を組織として共有・継承し、必要な研修等を通じて習得を図る体制整備が課題です。



【課題解決にむけた方針】

文化財の価値を損失することがないように書道美術館・歴史民俗資料館における施設の老朽化・狭あい化への対応を進め、計画的な収蔵スペースの確保と収蔵環境の改善を図ります。あわせて、収蔵・保存管理の専門性を継続的に確保するため、学芸員が知識や技術の向上を図ることができる研修等への参加機会を確保し、館内での情報共有や手順の整理を通じて、組織として保存管理能力の向上と継承を進めます。

【実現に向けた現状と課題 3】 リスクから文化財を守る

市内の文化財は、施錠や保管設備、監視体制が十分でないことが多く、盗難リスクがあります。そのため盗難の早期発見や盗難品の同定に必要な情報提供が遅れる恐れがあります。また管理主体が分散していることによる連絡体制の整備が課題です。

防災面では、安芸市地域防災計画の中で、文化財を災害から守り後世に伝えるための各種施策を講じ、文化財防火デーには消火訓練を実施しています。しかし、近年の予測不能な気象や南海トラフ地震の想定更新への対策が必要です。災害時の備えや平常時の防犯対策に関する知識・対応が関係者間で十分に共有されていない面があるため、防火・防災・防犯意識の普及啓発を進める必要があります。



【課題解決に向けた方針】

文化財の被災リスク等の現状および管理、防災・防犯対策を定期的に把握し、必要な見直しを行います。「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」等の指針や他自治体の事例を参照し、各文化財の特性や管理体制に応じた文化財の防災・防犯対策の整備を計画的に進めます。あわせて、所有者・管理者や地域住民等を対象とした研修・訓練、講習会等を実施し、防火・防災・防犯意識の普及啓発につながる機会を継続的に確保します。

【実現に向けた現状と課題 1】 学習・交流・観光の拠点の整備

書道美術館・歴史民俗資料館では、文化財の調査・研究成果を展示等で公開し、学習機会の提供や地域文化の発信に活用しています。一方で、来館者ニーズの多様化等を踏まえ、解説の充実やデジタル技術の活用等を含む新たな展示手法の導入とそれに対応した施設整備の検討が必要です。併せて、市の歴史文化の概要や見どころを分かりやすく発信し、関連する文化財・史跡等への来訪や周遊につながる拠点機能の強化が課題です。さらに書道文化の担い手の高齢化に加え、若年層や初心者が書道に触れるきっかけ作りに課題があり、市民参加の裾野を広げる取組が求められます。



【課題解決にむけた方針】

書道美術館・歴史民俗資料館において、アンケート等により来館者ニーズを継続的に把握し、その結果を踏まえて展示手法の更新(解説の充実、デジタル技術の活用等)を進めるとともに、これらに対応した施設の整備を計画的に実施することで、来館者の満足度向上を図ります。併せて市の歴史文化情報のハブとして、市の歴史文化の概要や見どころを分かりやすく伝えるガイダンス機能、関連する文化財・史跡等への理解促進と来訪・周遊につながる情報発信を強化します。さらに書道文化の継承と裾野拡大に向け、書道文化に関わる展覧会、ワークショップ等を開催し、幅広い市民が書道に親しみ、学び、参加できる機会を充実させ、書道文化の振興を推進します。

【実現に向けた現状と課題 2】 多様な団体との連携強化

歴史文化資源の観光への活用は一部にとどまっており、文化財の価値や魅力が十分に伝わっていない状況です。文化観光に関連する市民、住民グループ等との連携の強化と支援が必要です。



【課題解決にむけた方針】

本計画の目的である文化財及びその価値の保存・継承を基本に据え、保存に配慮した適切な活用を進めるため、文化観光に関わる市民や住民グループ等との連携を強化すると共に、活動の継続・歴史文化資源単体ではなく、その周辺環境も含めて活用します。

【実現に向けた現状と課題 3】 対象者に合わせた情報発信の充実

安芸市では歴史文化に関する情報発信を行っているものの十分とは言えず、歴史文化資源が市民や来訪者にとって身近な存在として浸透していません。このため、文化財の価値や魅力が分かりやすく伝わる効果的な情報発信が必要です。また年齢層や目的に応じた情報提供や学習機会の提供を行っているものの、対象設定や内容の幅が十分でないため、多様な年齢層・目的に対応した情報・学びの充実が必要です。



【課題解決にむけた方針】

ホームページ、SNS、パンフレット等の多様な媒体を活用し、文化財の価値や魅力が分かりやすく伝わる情報発信を強化します。併せて生涯にわたり地域の文化財を知り、学び、郷土愛を育む機会を創出するために、対象者の年齢や関心・目的に応じて、学校教育や生涯学習の場におけるプログラムの内容の幅を広げ、提供体制の充実を図ります。

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

第5章に記した将来像の実現に向け、三つの方向性を示しました。第6章では、その方向性を実現するにあたって必要な現状と課題の確認を行い、それらの課題を解決するための方針を立てています。

本章では、その方針から導き出した具体的な方策を、取組として表にまとめました。

表は、[分野別方針]の方向性を示し、第6章の[課題解決に向けた方針]に対応しています。すでに行っている取組については[継続]、これから取組む取組は[新規]とし、それぞれ内容を記しています。

取組の主体等

取組を実際に行うにあたり、どこが主体となるか、また支援にあたるかを、「行政」「地域」「教育機関」に分けて示しています。

[行政] 安芸市教育委員会生涯学習課(書道美術館・歴史民俗資料館を含む)、学校教育課

安芸市農林課、商工観光水産課、危機管理課、福祉事務所、消防本部

[地域] 市民(公民館)、事業者、文化財所有者、観光協会、文化施設等

[福祉・教育機関] 保育所・園、小・中・高等学校、大学等、市外の博物館・美術館等

財源

以下の措置については、市費の他、県費、国費(文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等)、民間資金等を活用しながら進めていきます。

[安芸市] 市費

[他] 県費、国費、民間資金等

取組期間

本計画における取組は、持続可能及び実効性の高いものとするため、3期に分けています。

[前期] 令和9年(2027)～令和10年(2028)



[中期] 令和11年(2029)～令和15年(2033)

[後期] 令和16年(2034)～令和18年(2036)

一覧表では、[将来像]、[保存と活用に向けた現状と課題]、[課題解決に向けた方針]、[取組]の関係をまとめています。

I 調査・研究 計画的に文化財を保存・継承するため、継続して調査・研究に取り組みます。

取組	取組の主体等 ◎：主体 ○：支援	取組の主体等			財源	取組時期			
		行政	地域	教育 機関		前期 ~R10	中期 ~R15	後期 ~R18	
安芸市の歴史文化の価値を明らかにし、計画的に文化財を保存・継承するため、歴史文化の調査研究に継続して取り組みます。									
継続	1	<住民や専門家等と連携した文化財の調査・研究の実施> 住民や地域、関連団体、大学、専門家などと連携し、文化財の調査・研究を推進する。	◎	◎	◎	安芸市	→		
新規	2	<文化財カルテ作成> 文化財の保存・活用を計画的に進めるため、文化財の現状を記すカルテを作成する。	◎	○		安芸市	→		
継続	3	<未指定文化財調査> 神社(絵馬・棟札等)・学校資料・備長炭生産技術・食文化・書道文化・石造物・伝説伝承地関連史跡・戦争遺跡等の未指定文化財の調査ならびに個人所有資料の所在等の調査を行う。	◎	◎	○	安芸市	→		
継続	4	<建造物調査> 建造物について、既往の調査で把握済みの物件について現況調査を行う。また調査が十分及んでいない山間部では把握調査を行う。	◎	◎	◎	安芸市 他	→		
新規	5	<寺社の祭礼等調査> 寺社の祭礼等について把握調査を行い、映像での記録を検討する。	◎	◎	◎	安芸市 他		→	
継続	6	<獅子舞調査> 獅子舞について、把握調査・現況調査を行い、映像での記録を検討する。	◎	◎	○	安芸市	→		
新規	7	<森林鉄道遺構調査> 伊尾木森林鉄道の遺構について把握調査を行う。	◎	◎		安芸市			→
継続	8	<埋蔵文化財調査> 地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握するため、発掘調査を継続して行う。	◎			安芸市	→		
継続	9	<瓜尻遺跡調査> 安芸市遺跡検討委員会(仮)と連携して調査・研究を行う。	◎			安芸市	→		
新規	10	<動物、植物の調査> ハッチョウトンボ等、動物・植物について把握調査を行う。	◎	◎	○	安芸市		→	
新規	11	<地質、地形の調査> 大山岬・赤野海岸のメランジュ等、地質・地形について把握調査を行う。	◎	◎	○	安芸市			→
調査・研究成果のデータベース化を進め、市民の財産として蓄積できる体制を整備します。									
継続	12	<歴史文化資料の収集と保管> 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等、安芸市の歴史文化に関する資料の収集と保管を行う。	◎			安芸市	→		
継続	13	<未整理資料の資料台帳作成> 書道美術館・歴史民俗資料館の未整理資料を整理し、資料台帳を作成する。	◎			安芸市	→		
継続	14	<資料台帳のデータベース化> 書道美術館・歴史民俗資料館の資料台帳をデータベース化し、収蔵品の効率的な管理のほかレファレンスや活用につなげる。	◎			安芸市	→		

取組		取組の主体等			財源	取組時期			
		◎：主体 ○：支援				前期	中期	後期	
		行政	地域	教育機関		～R10	～R15	～R18	
調査・研究成果のデータベース化を進め、市民の財産として蓄積できる体制を整備します。									
新規	15	<文化財関連情報のデータベース化> 既往の調査記録や文化財関連情報をデータベース化し、レファレンスや活用につなげる。			◎			安芸市	
継続	16	<古文書等収蔵資料の撮影> 書道美術館・歴史民俗資料館が収蔵する資料を記録撮影する。			◎			安芸市	





II.保存・継承 市民全体、地域社会総がかりで文化財を守り伝える体制を整えます。

取組		取組の主体等			財源	取組時期		
		◎：主体 ○：支援				前期 ~R10	中期 ~R15	後期 ~R18
		行政	地域	教育 機関				
市民全体・地域社会総がかりで文化財を保存・継承するため、市の方針を整理し、効果的に保存・継承の担い手育成を行います。								
継続	17	<民俗芸能等の担い手育成> 住民が民俗芸能に触れる機会をつくり、地区の文化財の保存・継承の担い手育成につなげる。		◎	◎	○	安芸市 他	→
継続	18	<文化財の保存・活用に関する地域活動の支援> 地域での学習会への講師派遣等、各地区での文化財の保存・活用に関する活動を支援する。		◎	◎	○	安芸市 他	→
継続	19	<「文化財史跡めぐり」の実施> 住民が文化財に触れる機会をつくり、文化財の保存・活用に関する意識の啓発を行う。		◎	○		安芸市	→
継続	20	<保・小・中・高校との連携> 児童・生徒等が安芸市の歴史文化に触れる機会をつくり、年齢に応じた歴史文化への関心を高める。また、学習ニーズに応じた内容になるよう、学校と連携する。		◎	○	◎	安芸市 他	→
継続	21	<文化財の保存・活用に関する相談受付・支援制度の情報提供> 文化財の保存・活用に関する相談を受け、行政から指導・助言を行うほか、支援制度の情報提供を行う。		◎			安芸市	→
継続	22	<伝統的建造物群の保存・活用> 安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区の住民および保存会等と連携しながら伝統的建造物群の町並みの保存・活用を図る。		◎	◎		安芸市 他	→
継続	23	<文化財指定・登録> 調査により、学術的価値が高いと認められるものや地域の歴史文化を特色付ける文化財は、指定・登録等に向けて取組む。		◎	◎		安芸市	→
継続	24	<安芸市文化財保護審議会の開催> 安芸市文化財保護審議会を開催し、安芸市の文化財保存・活用について有識者に意見を求める。 文化財の保存と活用等について報告と諮問を行う。		◎			安芸市	→
継続	25	<文化財の修理> 修理が必要な文化財について優先順位を検討し、順次修理を行う。		◎			安芸市	→
書道美術館・歴史民俗資料館の収蔵環境・保存管理体制の強化により、文化財の保存・継承の実効性を高めます。								
継続	26	<収蔵スペースの確保・拡充及び収蔵環境の改善> 書道美術館・歴史民俗資料館の収蔵スペースの狭あい化が進行しているため、収蔵スペースの確保に努める。また収蔵環境の改善を図る。		◎			安芸市	→
継続	27	<文化財の保存・活用に関する専門的知識・技術の習得と継承> 学芸員の技能向上のため研修会に派遣する。また学芸員間で知識と技術の継承に務める。		◎			安芸市	→

取組	取組の主体等			財源	取組時期		
	◎：主体 ○：支援				前期 ~R10	中期 ~R15	後期 ~R18
	行政	地域	教育 機関				
市民全体・地域社会総がかりで文化財を保存・継承するため、市の方針を整理し、効果的に保存・継承の担い手育成を行います。							
リスク把握に基づく防災・防犯対策の継続により、文化財の保存・継承の確実性を向上します。							
継続	28	<文化財パトロールの実施> 文化財の現状および管理方法、防災・防犯対策を定期的に把握するため、文化財パトロールを実施する。また文化財所有者・管理者の防災・防犯意識の啓発にも取り組む。	◎	○	安芸市 他	→	
新規	29	<文化財マップ作成> 文化財基礎情報を示す文化財マップを作成し、被災リスクの状況把握のほか、文化財の活用にもつなげる。	◎		安芸市	→	
継続	30	<安芸市文化財防災連絡体制の構築> 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」「高知県文化財防災マニュアル」や他自治体の事例を参照して「安芸市地域防災計画」「安芸市事前復興まちづくり計画」を策定し、発災後の対応について時系列に沿った行動方針を定めるなど、文化財防災連絡体制の構築を図る。	◎	◎	安芸市 他	→	
継続	31	<防災訓練の実施> 文化財防火デーでの消火訓練を継続し、住民の防災意識の向上を図る。	◎	◎	安芸市	→	

Ⅲ.活用・情報発信 文化財の価値を分かりやすく伝え、幅広い層へ浸透を目指します。

取組	取組の主体等 ◎：主体 ○：支援			財源	取組時期		
	行政	地域	教育機関		前期 ~R10	中期 ~R15	後期 ~R18
	安芸市の歴史文化の価値の共有と継承の担い手育成のために、文化財の活用と情報発信を行います。						
継続	32	<指定等文化財の公開> 指定等文化財について、所有者等と協議をしながら公開を促進する。	◎	○		安芸市	→
継続	33	<展示公開> 調査・研究成果を書道美術館・歴史民俗資料館で展示公開し、ワークショップや展示の関連行事も行う。	◎	○	○	安芸市	→
継続	34	<展示手法・環境の整備> 安芸市の歴史文化に関する来館者の理解を深めるため、時代に即した展示手法、ユニバーサルデザインを取り入れ、展示環境の計画的な改修、整備を進める。	◎			安芸市	→
継続	35	<ガイド機能の拡充> パンフレット等により、書道美術館・歴史民俗資料館の来館者が安芸市を周遊して歴史文化にふれる機会を創出する。	◎			安芸市	→
継続	36	<書道文化の振興> 書道に関する公募展やワークショップを開催して書道文化を振興するとともに、書の魅力を全国に発信する。	◎	○	○	安芸市 他	→
文化観光に関わる市民や団体等とも連携し、文化財単体でなく、その周辺環境も含めた活用を目指します。							
継続	37	<伊尾木洞周辺の観光活用の推進> 伊尾木洞・大山岬周辺の整備等を推進する。あわせて道の駅大山周辺観光振興計画を推進する。	◎	○		安芸市 他	→
継続	38	<食文化の普及推進> 「ナスのたたき」(100年フード認定)、「ちりめん井」、「カシキリ豆腐」、「入河内大根」、「ゆず」、「アユ」等安芸の食文化の魅力について情報発信し、普及啓発やその継承を推進する。	○	◎	○	安芸市 他	→
継続	39	<文化財の観光活用に関係する団体との連携> 文化財の保存・活用に関係する団体や住民グループとの連携と支援に努め、文化財を活かしたまちづくりや観光を推進する。	○	◎		安芸市 他	→
継続	40	<安芸市観光ボランティアガイドの会への支援> 安芸市観光ボランティアガイドの会と連携し、研修会への講師派遣等歴史文化分野に関わるガイド内容の充実を支援する。	◎	○		安芸市 他	→
継続	41	<安芸市、いの町、三原村、熊野町(広島県)連携プロジェクトの推進> 書道文化に関する書家(安芸市)、和紙(いの町)、硯(三原村)、筆(熊野町)等の特色を活かしたプロジェクト推進により、書道文化の普及を促進する。	◎	○	○	安芸市 他	→
継続	42	<岩崎家ゆかりの地の文化観光推進> 岩崎家にゆかりのある安芸市、台東区(東京都)、富里市(千葉県)、雲石町(岩手県)の地域間交流を充実させ、観光振興を図る。	◎			安芸市	→
継続	43	<情報発信の強化> ホームページ、SNS、パンフレット等多様な媒体を活用して歴史文化に関する情報発信を行って、文化財保護の啓発、文化観光の推進に取組む。	◎			安芸市	→

取組		取組の主体等			財源	取組時期		
		◎：主体 ○：支援				前期 ~R10	中期 ~R15	後期 ~R18
		行政	地域	教育 機関				
学校教育・生涯学習により、郷土愛を育む学習機会を充実させます。 								
新規	44	＜「安芸市の史跡と文化財」改訂版作成＞ 「安芸市の史跡と文化財」を改訂し、住民や来訪者が安芸市の歴史文化に親しむ機会を提供する。		◎	○		安芸市	
継続	45	＜年齢や目的に応じた学習内容の提供＞ 学校の博物館見学において、年齢や目的に応じた展示解説を行い、見学の充実化を図る。		◎		◎	安芸市	
継続	46	＜生涯学習プログラムの提供＞ 歴史文化講座やワークショップ等を開催することによって、安芸市の歴史文化を生涯にわたって学習する機会の充実を図る。		◎	○		安芸市	

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 本計画の推進体制

安芸市では、教育委員会生涯学習課文化財係が文化財の保存・活用に関する業務のほか、書道美術館と歴史民俗資料館の管理運営を行っています。両館を文化財の保存・活用の中核施設として位置づけ、行政、地域、関連団体等と連携して計画を推進します。

① 行政

【所管課】

部署	主な業務内容
教育委員会 生涯学習課 文化財係	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護に関すること ・埋蔵文化財に関すること ・文化財情報の交換及び調査研究に関すること ・文化財保護団体の育成指導に関すること ・伝統的建造物群保存地区に関すること ・文化財保護審議会及び歴史民俗資料館運営委員会に関すること 等 <ul style="list-style-type: none"> ●書道美術館 <ul style="list-style-type: none"> ・書道美術館の管理運営等に関すること ●歴史民俗資料館 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館の管理運営等に関すること 職員6名（内学芸員2名） 文化財担当1名、書道担当1名 館長1名（書道美術館・歴史民俗資料館の兼務）、事務職3名

【庁内関係課】

部署	主な業務内容
学校教育課	・学校教育に関すること
農林課	・特産品の振興に関すること ・林業振興及び林業施策の総合企画に関すること
商工観光水産課	・観光事業の振興に関すること ・水産振興に関すること
危機管理課	・南海地震対策に関すること ・防災、防犯に関すること
福祉事務所	・幼児教育に関すること
消防本部	・防災訓練に関すること ・火災予防の指導取締りに関すること ・防火思想の普及、啓発に関すること

【付属機関】

部署	連携が望まれる取組
安芸市文化財保護審議会	・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する
安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区保存審議会	・教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する事項について調査審議をし、及びこれらの事項について教育委員会に建議する
安芸市遺跡検討委員会（仮称）	・教育委員会の諮問に応じ、市内の遺跡調査等に関する事項について調査審議をし、及びこれらの事項について教育委員会に建議する

② 庁外の主な関係部署

部署	連携が望まれる取組
国（文化庁）	・文化財行政に対する指導助言に関すること ・文化財関連補助事業の実施本計画の変更、更新に関すること ・文化財専門職員研修の実施に関すること 等
高知県(文化生活部歴史文化財課)	・文化財行政に対する指導助言に関すること ・本計画の進行管理等に関すること ・県指定文化財の保存・活用のための補助事業の実施に関すること ・文化財専門職員研修の実施等に関すること

③地域

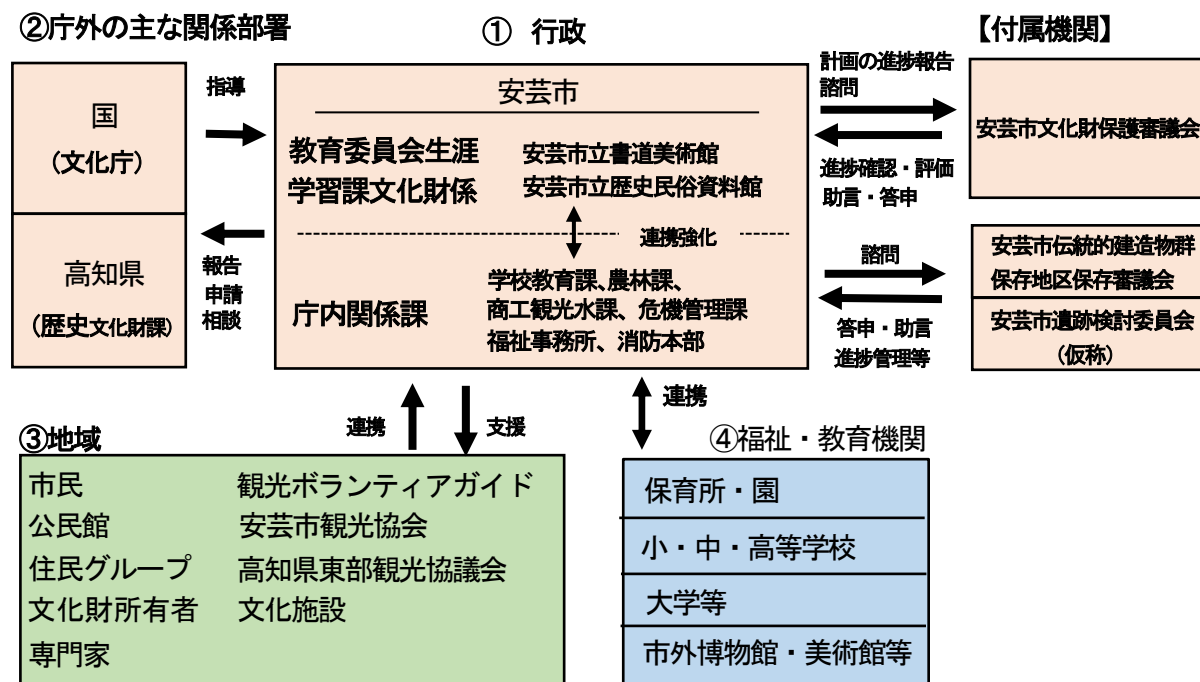
部署	連携が望まれる取組
市民	・文化財の保存・活用に関する活動への参加 等
公民館	・地域の歴史文化に関する教育 等
住民グループ	・文化財の保存活動 等
文化財所有者	・文化財の保存 ・文化財の防災・防犯 等
観光ボランティアガイド	・来訪者への安芸市の歴史文化の解説 ・観光資源として活用 等
安芸市観光協会	・市内の歴史文化を観光資源として活用 ・歴史文化の情報発信 等
高知県東部観光協議会(DMO)	・安芸市の歴史文化を活用したイベントの情報発信 等
文化施設	・市内の歴史文化を学ぶことができる展示 等
専門家	・調査・研究の実施と成果の共有 等

④ 福祉・教育機関

部署	連携が望まれる取組
保育所・園	・市内7箇所 ・年齢に応じた学習内容での連携 ・展示での連携等
小・中・高等学校	・市内に小学校8校、中学校2校、高等学校1校 ・年齢に応じた学習内容での連携 等
大学等	・安芸市の歴史文化に関連した調査・研究活動、教育博物館実習等
市外博物館・美術館等	・安芸市の歴史文化の調査・研究活動ならびに展示、普及活動等

2. 本計画の推進体制図

本計画の推進体制は、以下の通り図示できます。



文化財リスト

●指定等文化財

No.	類型			名称	員数	所在地	指定等年月日
1	市指定	有形文化財	建造物	浄貞寺山門	1	安芸市西浜 浄貞寺	昭39.10.23
2	国登録	有形文化財	建造物	畠中家住宅(野良時計)	2	安芸市土居	平8.12.20
3	国登録	有形文化財	建造物	陽和工房 登窯	1	安芸市井ノ口	平16.6.9
4	国登録	有形文化財	建造物	野村典男家住宅	1	安芸市土居	平17.7.12
5	国登録	有形文化財	建造物	寺村徳夫家住宅	5	安芸市土居	平17.7.12
6	国登録	有形文化財	建造物	野村隆男家住宅	7	安芸市土居	平17.7.12
7	国登録	有形文化財	建造物	森澤家住宅	13	安芸市土居	平17.11.10
8	国登録	有形文化財	建造物	杉本家住宅	3	安芸市本町	平19.7.31
9	国登録	有形文化財	建造物	五藤家住宅	7	安芸市土居	平20.3.7
10	国登録	有形文化財	建造物	岩崎家住宅	7	安芸市井ノ口	平22.4.28
11	国登録	有形文化財	建造物	畠中家住宅	9	安芸市土居	平22.4.28
12	国登録	有形文化財	建造物	前田家住宅	2	安芸市本町	平25.6.21
13	国登録	有形文化財	建造物	津田家住宅	3	安芸市土居	平31.3.29
14	国登録	有形文化財	建造物	岩村家住宅(旧黒岩家住宅)	4	安芸市川北	令6.8.15
15	市指定	有形文化財	絵画	川北大師堂絵馬	17	安芸市川北 川北大師堂	昭55.4.7
16	市指定	有形文化財	絵画	仁井田神社「懇親会席上演説絵馬」	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	平28.5.27
17	国指定	重要文化財	彫刻	木造聖観音立像	1	安芸市本町 妙山寺	大7.4.8
18	市指定	有形文化財	彫刻	薬師如来像	1	安芸市庄之芝町 庄之芝大師堂	昭38.5.10
19	市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1	安芸市本町 妙山寺	昭60.4.12
20	県指定	有形文化財	工芸品	刀 銘国益	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	平10.4.28
21	市指定	有形文化財	工芸品	五藤家伝来美術工芸品	27	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	平5.7.15
22	市指定	有形文化財	工芸品	住吉神社鯛口	2	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	平28.5.27
23	市指定	有形文化財	工芸品	短刀 銘正宣	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	昭40.4.16
24	県指定	有形文化財	古文書	五藤家文書	22,699	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	平11.4.27
25	市指定	有形文化財	古文書	佐伯文書	5	安芸市本町 西岡邦子	昭38.5.10
26	市指定	有形文化財	古文書	包国文書	5	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	昭55.4.7
27	市指定	有形文化財	古文書	川北文書	1,562	安芸市矢ノ丸 安芸市教育委員会	平3.4.26
28	市指定	有形文化財	古文書	戸長役場文書	2,242	安芸市矢ノ丸 安芸市教育委員会	平5.7.15
29	市指定	有形文化財	考古資料	広形銅鏝	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	昭38.5.10
30	市指定	有形文化財	考古資料	有樋石剣	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	昭38.5.10
31	市指定	有形文化財	考古資料	古瀬戸骨壺	1	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館	昭42.2.10
32	市指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	五百石船模型	1	安芸市伊尾木 伊尾木八幡宮	昭50.9.8
33	市指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	奈比賀天満宮 棟札	5	安芸市奈比賀 奈比賀天満宮	昭55.4.7
34	県指定	民俗文化財	無形の民俗文化財	赤野獅子舞	—	安芸市赤野 大元神社 赤野獅子舞保存会	昭44.8.8
35	市指定	民俗文化財	無形の民俗文化財	一ノ宮万才	—	安芸市井ノ口 一ノ宮神社 一ノ宮万才保存会	昭55.4.7
36	市指定	民俗文化財	無形の民俗文化財	入河内獅子舞	—	安芸市入河内 船岡神社 入河内獅子舞保存会	昭55.4.7
37	県指定	記念物	史跡	安芸国虎墓	1	安芸市西浜 浄貞寺	昭28.1.29
38	市指定	記念物	史跡	安芸城跡	—	安芸市土居	昭44.3.11
39	国指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	伊尾木洞穴シダの群落	—	安芸市伊尾木 農林水産省(安芸市管理)	大15.10.20
40	県指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	畑山のムカデラン自生地	—	安芸市畑山	昭37.1.26
41	国選定	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	安芸市土居原中伝統的建造物群保存地区	—	安芸市土居	平成24.7.9

安芸市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿

氏名	所属等
北山 めぐみ	高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科准教授/協議会委員長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館/協議会副委員長(令和5年4月1日～令和8年3月31日)
梅野 光興	高知県立歴史民俗資料館
鴻上 泰	高知県立牧野植物園研究調査員(令和5年4月1日～令和8年3月31日)
仙頭 ゆかり	安芸市民
徳廣 敏美	黒鳥公民館館長
北村 朋美	安芸市商工観光水産課 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)
安田 優希	安芸市商工観光水産課 (令和6年4月1日～令和8年3月31日)
村永 和香	安芸市商工観光水産課 (令和8年4月1日～)
今田 充	高知県庁文化生活スポーツ部歴史文化財課/オブザーバー (令和5年4月1日～令和6年3月31日)
松本 大介	高知県庁文化生活部歴史文化財課/オブザーバー (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
吉村 孝洋	高知県庁文化生活部歴史文化財課/オブザーバー (令和7年4月1日～)

事務局

藤田 隆史	安芸市教育委員会生涯学習課 課長 (令和5年4月1日～令和8年3月31日)
宇根 祥智	安芸市教育委員会生涯学習課 課長 (令和8年4月1日～)
濱渦 美智	安芸市教育委員会生涯学習課 課長補佐兼文化財係長
泉 直人	安芸市教育委員会生涯学習課 (令和5年4月1日～令和7年12月31日)
吉村 玲音	安芸市教育委員会生涯学習課 (令和8年1月1日～令和8年3月31日)
勝賀瀬 浩太	安芸市教育委員会生涯学習課 (令和8年4月1日～)

(令和8年5月現在)

安芸市文化財保存活用地域計画策定協議会 開催日程

令和5年	第1回	11月24日(金)
令和6年	第2回	6月28日(金)
令和6年	第3回	10月31日(木)
令和7年	第4回	3月17日(月)
令和8年	第5回	5月25日(月)

安芸市文化財保護審議会 委員名簿

氏名	所属等
岡林 功	高知県文化財保護指導員/委員長
須賀 俊司	真慶寺住職/副委員長
北 善孝	妙山寺住職
北山 めぐみ	高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科准教授
鴻上 泰	高知県立牧野植物園研究調査員
小林 和香	安田町文化財保護審議会委員

(令和8年5月現在)

安芸市文化財保護審議会 開催日程

以下の会議において、安芸市文化財保存活用地域計画策定に関する審議を行った。

令和4年 6月21日(火)
令和5年 5月31日(水)
令和6年 6月13日(木)
12月3日(火)
令和7年 5月23日(金)
令和8年 6月3日(水)

安芸のお宝大募集

(1) アンケート調査

実施方法：安芸市広報2月号にアンケート用紙を折込み。添付の返信用封筒（代金後納）返送してもらう。締切令和6年（2024）3月1日。

回答数 37 ※1 担当職員が対面で聞き取った内容をアンケート用紙に記載したものを含む。

※2 解答用紙を使用せず、別紙による回答を含む。

(2) ヒアリング調査

実施方法：「未指定文化財」と思われる物件等を挙げてもらった。一部電話によったが、原則として対面で行った。

ヒアリング対象者の属性：安芸市文化保護委員、公民館長・公民館主事、中学校長、中学校総合的学習担当教員、安芸市ボランティアガイド会会長、獅子舞保存会関係者、高知県立大学教員、高知県立安芸高校生、安芸市地域おこし協力隊、安芸市役所職員、計画策定コンサルタントほか

研修会

日時：令和6年10月9日（水）14:00～16:30

会場：安芸市役所 2階 第2・3会議室

講師：松田 陽（まつだ・あきら）

東京大学准教授（文化資源学研究室）。専門は文化遺産保護に関する思想と制度。文化庁文化審議会委員。川崎市と大分市の文化財保存活用地域計画策定の他、日本各地の文化財保護に委員として関わる。

安芸市文化財保存活用地域計画

発行：令和8年5月 安芸市教育委員会

高知県安芸市土居82番地1